

Hokkaido International Exchange and Cooperation Center

2022 年報

Hoppoken 別冊

公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC/ハイエック

CONTENTS

2022年報

- HIECC（ハイエック）の歩み…………… 1
- 組織…………… 2
- 顧問・役員…………… 3

【令和3年度事業概要】

- 理事会・通常総会の開催状況…………… 4
- 多文化共生地域づくりの推進…………… 5

外国人が暮らしやすい地域づくり

- 1 北海道外国人相談センターの運営（道委託事業）
- 2 北海道在住外国人緊急支援プロジェクト
- 3 多文化共生ネットワーク連携推進協議会としての活動
- 4 災害時における外国人支援事業
- 5 地域連携ネットワーク事業（多文化共生地域懇談会）
- 6 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

- 未来を担うグローバル人材の育成…………… 11
- #### 世界とつながる人材の育成

- 1 海外派遣事業
- 2 高校生・世界の架け橋養成事業
- 3 外国人留学生受入促進事業
- 4 留学生地域交流事業
- 5 外国人留学生国際交流支援事業

- 国際交流の推進…………… 13
- #### 諸外国との各種交流の実施

- 1 日中青年交流事業
- 2 日韓交流事業
- 3 国際交流助成事業
- 4 北海道外国訪問団受入事業
- 5 移住者支援事業
- 6 移住者子弟留学生受入事業
- 7 他団体との連携による交流事業

- 国際協力の推進…………… 15

- 1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画
- 2 海外からの研修員の受入
- 3 国際情報発信事業

- 国際相互理解の促進…………… 16

- 1 国際理解講演会等の開催
- 2 北方圏講座の開催
- 3 北太平洋地域研究事業（国際セミナー等の開催）
- 4 外国公館交流促進事業
- 5 「Hoppoken（北方圏）」、年報・HOPPOKEN 別冊特別号発行
- 6 国際情報ネットワーク事業

〔資料〕

- 令和4年度 収支予算…………… 20
- #### 令和4年度正味財産増減予算書

- 令和3年度 収支決算…………… 22
- #### 令和3年度正味財産増減計算書内訳表
- #### 令和3年度貸借対照表

- 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款…………… 25

- 北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧…………… 29

- 道内外国公館 / 道内名誉領事館…………… 32

- 在日大使館…………… 33

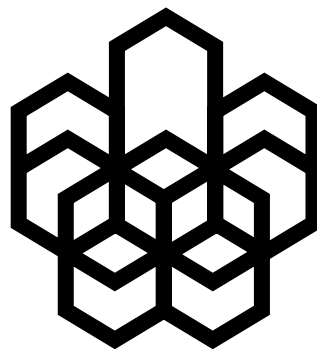
- Hoppoken 別冊…………… 35～50

シンボルマークについて

このシンボルマークはハイエックの前身である北方圏センター設立に合わせ公募し、約50点の中から選ばれました。それ以来、このマークは法人のシンボルとして親しまれ、現在に至っています。

重なり合った六角形が織りなす雪の結晶

それぞれの六角形は世界の北方圏諸地域を象徴し、その重なりは「交流」を表現しています。上部の六角形は上（北）に伸び交流の「広がりと発展」を、また形状が漢字の「北」、そして北海道の花「ハマナス」をイメージし、全体として「調和」を意味しています。



HIECC（ハイエック）の歩み

北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和 46（1971）年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」（～昭和 52 年）に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、昭和 47 年（1972 年）1 月には社団法人としての認可を受け、更に昭和 51（1976）年 11 月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記 2 団体を発展的に改組した結果、昭和 53（1978）年 4 月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持った全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。

昭和 53（1978）年 7 月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してまいりました。

平成 23（2011）年 5 月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年 8 月 1 日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」（Hokkaido International Exchange and Cooperation Center）に改称し、「HIECC（ハイエック）」の略称で新たにスタートしました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しています。

国際交流・協力活動の拡大

1990 年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、平成 7（1995）年 6 月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対しても活動範囲の拡大を図りました。それに伴い、平成 8（1996）年 4 月には、国際協力機構（JICA）が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」（札幌・帯広）の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。平成 10（1998）年 3 月には自治省（現総務省）より都道府県・政令市に 1 団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うこととなりました。平成 10（1998）年 4 月に北海道青年婦人国際交流センター、平成 18（2006）年 7 月に（財）北海道海外協会、平成 22（2010）年 4 月に（社）北太平洋地域研究センター（NORPAC）をそれぞれ統合し、機能の拡充を図ってきました。また、国の外国人材受入れ拡大に伴い、在留手続き、雇用等の生活に関わる様々な事柄について、外国人が必要な情報収集や相談を行う「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年（2019）年 8 月に、道から受託し「北海道外国人相談センター」を開設しました。

国際活動の総合的な拠点として

平成 20（2008）年に設立 30 周年の節目を迎え、北方圏センターの今後の方向性を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その中で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

平成 22（2010）年 5 月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

平成 30（2018）年には設立 40 周年を迎え、国際理解に関する講演会をはじめシンポジウムやコンサートなどの記念行事を開催しました。

北海道国際交流・協力総合センター年表（略）

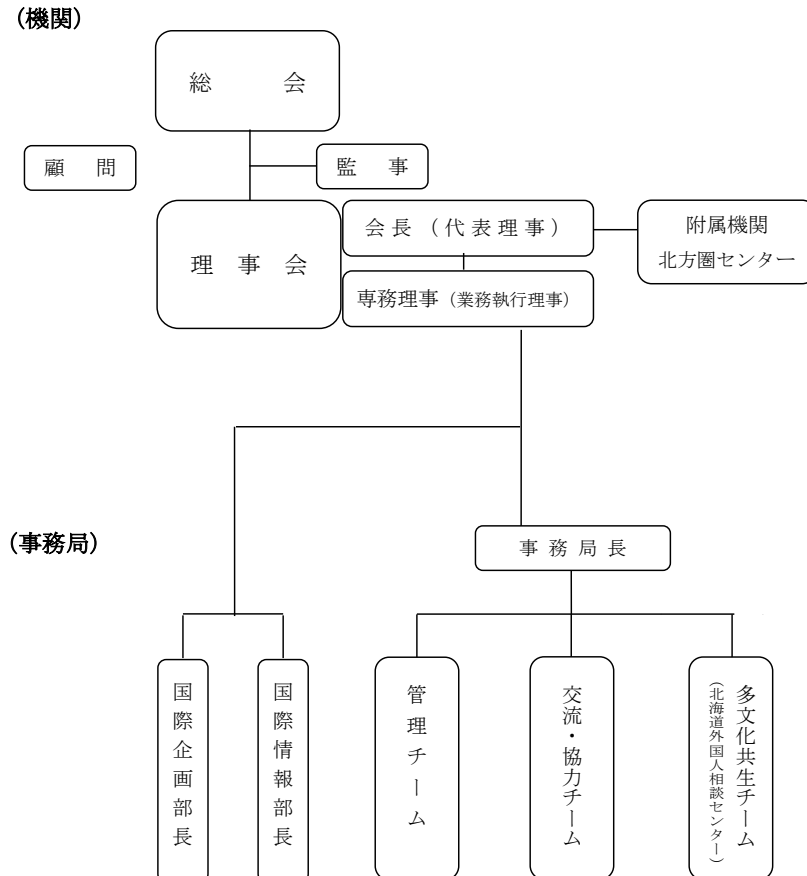
昭和46(1971)年 4月	北方圏調査会設立	平成18(2006)年 7月	財団法人北海道海外協会を統合
昭和47(1972)年 1月	内閣総理大臣から社団法人許可	平成22(2010)年 4月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
昭和53(1978)年 4月	社団法人北方圏センターに改組		
平成 8(1996)年 4月	国際センターの管理運営を受託	平成23(2011)年 8月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
平成10(1998)年 3月	自治大臣が地域国際化協会として認定	令和元(2019)年 8月	北海道外国人相談センター開設
4月	青年婦人国際交流センターを統合		
平成16(2004)年 7月	財団法人北方圏交流基金を統合		

組 織

ハイエックは会員をもって構成される公益社団法人で、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。（会員数：2022（令和4）年3月31日現在553（法人・個人）。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選任され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する事務局は、国際企画部長、国際情報部長、管理チーム、交流・協力チーム、多文化共生チームとなっており、北海道外国人相談センターは、多文化共生チームに属しています。



■国際交流サロン

国際交流に利用可能なサロンを設置しているとともに、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



顧問・役員

(令和4年7月1日現在)

顧 問

石 塚 宗 司	国土交通省 北海道開発局長
鈴 木 直 道	北海道知事
小 畑 保 則	北海道議会 議長
山 口 幸 太 郎	北海道市長会 会長
棚 野 孝 夫	北海道町村会 会長
伊 藤 義 郎	日本国際連合協会 北海道本部長

役 員 (五十音順)

会 長	辻 泰 弘	北海道国際交流・協力総合センター
副 会 長	笹 原 晶 博	北海道銀行 代表取締役会長
〃	長 野 実	北洋銀行 代表取締役副頭取
副会長兼専務理事	竹 花 賢 一	北海道国際交流・協力総合センター
理 事	板 垣 博 之	毎日新聞社北海道支社 支社長
〃	井 上 健	札幌テレビ放送 (STV) 代表取締役社長
〃	江 頭 進	小樽商科大学 理事・副学長
〃	落 合 周 次	北海道パラグアイ協会 会長
〃	勝 田 直 樹	北海道放送 (HBC) 代表取締役社長
〃	岸 光 右	札幌国際プラザ 前理事長
〃	桑 田 一 郎	テレビ北海道 (TVH) 代表取締役社長
〃	小 林 亨	北海道新聞社 常務取締役
〃	佐 藤 季 規	北海道商工会議所連合会 常務理事
〃	柴 田 達 夫	北海道町村会 常務理事
〃	下 沢 敏 也	北海道文化団体協議会 会長
〃	鈴 木 美 保	北海道国際女性協会 相談役
〃	鶴 井 亨	北海道文化放送 (UHB) 代表取締役社長
〃	出 井 浩 義	北海道市長会 事務局長
〃	寺 内 達 郎	北海道テレビ放送 (HTB) 代表取締役社長
〃	中 村 智	北海道観光振興機構 専務理事
〃	水 野 治	北海道経済連合会 専務理事
〃	道 下 智 義	北海道日伯協会 会長
〃	安 酸 敏 眞	北海学園 理事長
〃	横 田 篤	北海道大学 理事・副学長
〃	横 山 隆	北海道スウェーデン協会 理事長
監 事	上 田 恵 一	上田恵一公認会計士事務所
〃	高 野 瑞 洋	北海道スポーツ協会 専務理事

理事会・通常総会の開催状況

1. 令和3年度第1回理事会

みなし決議により実施

議事 令和2度事業報告・決算、通常総会の招集を議決

2. 令和3年度通常総会

日時 令和3年6月28日（月）

場所 京王プラザホテル札幌

議事 令和2度事業報告・決算、令和3年度事業計画・予算

理事・監事の選任

定款の一部変更

役員報酬等規程の改正

3. 令和3年度第2回理事会

日時 令和3年6月28日（月）

場所 京王プラザホテル札幌

議事 会長、副会長、専務理事の選定

4. 令和3年度第3回理事会

日時 令和4年3月24日（木）

オンライン（Zoom）により実施

議事 令和4年度事業計画・予算、予算の補正に関する専決処分

特定費用準備資金の保有

顧問の委嘱

多文化共生地域づくりの推進

外国人が暮らしやすい地域づくり

1 北海道外国人相談センターの運営（道委託事業）

「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現を目的とし、在留手続き、雇用などの生活に関わる事柄について情報提供・相談を行う北海道における一元的な窓口「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年8月に開設。道内在住外国人からの様々な日常的な相談のほか、令和2年度からは特に新型コロナウイルス感染症に関わる情報アップデートを随時行うとともに、多くの外国人からのコロナ禍に係る失業や給付金申請等の相談に応じた。

- ・体制：常勤 4人～センター長、課長、主任相談員、相談員（英語）
シフト 17人～多言語相談員（中・韓・ベトナム・タガログ語）
- ・対応言語：電話通訳システムを活用し、11カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ロシア語、ミャンマー語）
- ・開所時間：平日（午前）9：00～12：00（午後）13：00～17：00
- ・ホームページ：<http://hiecc.or.jp/soudan>
- ・対応SNS：Facebook, WeChat, Skype, LINE, KakaoTalk, WhatsApp
- ・相談者数：2,366名
- ・相談件数：2,935件

・主な相談者の国籍

国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	150	ブラジル	5	欧米諸国(アメリカ、カナダ等)	814
台湾	19	ペルー	2	オセアニア	70
韓国	11	タイ	31	日本	308
フィリピン	124	ベトナム	273	その他(マレーシア、インド等)	138
インドネシア	17	ミャンマー	5	不明	256
ネパール	25	モンゴル	9	合計	2,366
スリランカ	17	アフリカ諸国	92		

・主な相談内容

分野	件数	分野	件数	分野	件数
入管手続(更新、切替等)	605	出産・子育て	37	身分関係(結婚/DV等)	34
雇用・労働	334	教育(学校・大学等)	31	交通・運転免許	186
社会保険・年金	233	日本語学習	33	通訳・翻訳	253
税金	126	防災・災害	2	その他	831
医療	165	住宅	65	合計	2,935

(1) 移動相談会の開催

道内各振興局地域で移動相談会を全10回開催した。

オホーツク総合振興局	北見市	10月24日(日)
上川総合振興局	江別市	10月31日(日)
後志総合振興局	倶知安町	11月6日(土)
胆振総合振興局	室蘭市	11月7日(日)
釧路総合振興局	釧路市	11月13日(土)
根室総合振興局	中標津町	11月14日(日)
渡島総合振興局	八雲町	12月11日(土) / 函館市 12月12日(日)
十勝総合振興局	帯広市	12月18日(土)
石狩振興局	江別市	12月19日(日) / 恵庭市 12月26日(日)
後志総合振興局	倶知安町	1月25日(火)～オンライン対応

※新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から9月まで、また1月以降の移動相談会は中止し、休日相談会を開催した。



移動相談会の様子（函館市）



移動相談会の様子（釧路市）

（2）休日相談会の実施

新型コロナウイルス感染症対策のため、移動相談会の代替として休日相談会を全17回開催した。

- 4月18日（日）、25日（日）／5月16日（日）、30日（日）
- 6月12日（土）、27日（日）／7月11日（日）、31日（土）
- 8月22日（日）／9月12日（日）、26日（日）
- 1月30日（日）／2月5日（土）、19日（土）、20日（日）
- 3月12日（土）、27日（日）

（3）ウクライナ情勢を踏まえ、道内在住のウクライナ人の方々などからの相談を受ける「ウクライナ関連ワンストップサポート窓口」を3月11日（金）に北海道外国人相談センター内に設置した。

2 北海道在住外国人緊急支援プロジェクト

「北海道外国人相談センター」の相談・支援業務の一環として、休職預金等活用助成事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大で生活等に影響を受けた道内在住外国人に対し、日本語支援、しごと支援、食料支援を移動相談会と連携するとともに、多文化共生ネットワーク連携推進協議会構成団体等の協力を得て開催した。

（1）日本語支援

外国人が居住する地域で孤立しないため、生活に必要な日本語スキルを身に付けることを目的に、日本語教室を開催した。

- ・10月～2月 全4回 20名（延人数） 協力団体 留学生フレンドシップ（室蘭市）
- ・9月～12月 全24回 96名（延人数） 協力団体 （一財）北海道国際交流センター（函館市）

（2）しごと支援

新型コロナウイルス感染症が雇用面にも影響をもたらしていることから、道内で就職活動をしている外国人向けセミナーや、外国人雇用を検討している企業に対するセミナーをそれぞれ行った。

- ・外国人向けセミナー（室蘭市） 11月7日（日） 13名
- ・外国人向けセミナー（函館市） 12月12日（日） 20名
- ・企業向けセミナー及び面接（室蘭市） 12月7日（火） セミナー 46名
面談 8名（外国人5）
- ・企業向けセミナー及び面接（函館市） 2月25日（金） セミナー 25名
面談 80名（外国人60）



しごと支援・外国人セミナー（室蘭市）の様子



食糧支援の様子（釧路市）

(3) 食料支援

新型コロナウイルス感染症拡大で生活に影響を受けた在住外国人に対し、「多文化共生ネットワーク連携推進協議会」構成団体等の協力を得て、食料支援を行った。

開催地	日程	配布人数	会場等	協力団体名
室蘭市	9月8日(水)	120	学内教室	室蘭工業大学 国際交流センター
滝川市	9月12日(日)	50	たきかわ観光国際スクエア	(一社) 滝川国際交流協会
北見市	10月24日(日)	90	学内教室	北見工業大学 国際交流センター
旭川市	10月31日(日)	50	旭川市国際交流センター内	旭川市国際交流委員会
倶知安町	11月6日(土)	50	中小企業センター	(一社) ニセコプロモーションボード
室蘭市	11月7日(日)	50	アパホテル4階陽光の間	留学生フレンドシップ
釧路市	11月13日(土)	200	釧路市観光国際交流センター	釧路国際交流の会
函館市	12月12日(日)	300	函館市地域まちづくり交流センター	(一財) 北海道国際交流センター
池田町 帯広市	12月18日(土)	80	① 池田町田園ホール ② とかちプラザ	十勝インターナショナル協会
江別市	12月19日(日)	80	江別国際センター	江別市国際交流推進協議会
室蘭市	12月21日(火)	100	学内教室	室蘭工業大学 国際交流センター (2回目)
恵庭市	12月26日(日)	70	えにあす	恵庭国際交流プラザ
釧路市	1月19日(水)	40	くしろ国際交流プラザ	釧路国際交流の会 (2回目)
札幌市	1月21日(金) 22日(土)	540	札幌国際プラザ内	(公財) 札幌国際プラザ
倶知安町	1月25日(火)	50	中小企業センター	(一社) ニセコプロモーションボード (2回目)
石狩市	1月30日(日)	250	石狩市花川北コミュニティセンター	(特活) 石狩国際交流協会
苫小牧市	2月5日(土)	100	ココトマ	オーティス、他
滝川市	2月13日(日)	30	たきかわ観光国際スクエア	(一社) 滝川国際交流協会 (2回目)
室蘭市	2月19日(土)	50	水元町会館	留学生フレンドシップ (2回目)
北広島市	2月19日(土)	70	北広島芸術文化ホール	(社福) えぼっく
千歳市	2月20日(日)	80	ミナクール (千歳市民ギャラリー4階)	千歳国際・友好都市交流協会
函館市	2月25日(金)	200	函館国際ホテル	(一財) 北海道国際交流センター (2回目)
配布人数 計		2,650		

3 多文化共生ネットワーク連携推進協議会としての活動

道内国際交流団体間のネットワークの連携強化に取り組むとともに、協働して多文化共生の実現に資する事業を実施した。

構成団体（9団体）

（一財）北海道国際交流センター、室蘭工業大学国際交流センター、
（一社）滝川国際交流協会、旭川市国際交流委員会、釧路国際交流の会、
北見工業大学国際交流センター、十勝インターナショナル協会、
留学生フレンドシップ、（一社）ニセコプロモーションボード

（1）第1回オンライン会議 7月1日（木）8団体18名

ハイエックが今年度予定している多文化共生事業について説明し、実施に向けて各構成団体の協力を要請した。

テーマ ・北海道在住外国人緊急支援プロジェクト
・多文化共生キーパーソンネットワーク構築事業

（2）第2回オンライン会議 2月2日（水）9団体16名

災害時における外国人支援の体制づくりについて説明し、協力について要請した。

4 災害時における外国人支援事業

北海道において、今後外国人材など日本語が不得手な外国人居住者の増加が見込まれることから、災害時での多言語支援の取組を強化し、外国人が安心・安全に暮らせる環境づくりを行った。

（1）災害時外国人多言語支援事業（道委託事業）

①防災訓練等への参加

・北海道原子力防災訓練 10月28日（木）

災害情報の多言語化発信、避難所巡回訓練

※ 新型コロナウイルス感染症のため、現地訓練への参加はなし

・災害時多言語支援センター設置・運営訓練 12月16日（木）～17日（金） 函館市

災害多言語支援センターの設置と運営、避難所巡回訓練

※ 地域国際化協会連絡協議会研修会と併催

・災害時多言語支援センター立上訓練 2月8日（火） ハイエック内

胆振東部地震を想定した多言語支援センターの立上訓練、

災害情報発信の初動訓練

②外国人支援の体制づくり

多文化共生ネットワーク連携推進協議会との連携を強化した。

③多言語支援センター設置マニュアルの作成

（2）「北海道多文化共生多言語サポーター」オンライン講習会

災害時に外国人を支援する「北海道多文化共生多言語サポーター」を対象に、サポーターに期待される活動に関する講演や実際の活動を体験するケーススタディをオンラインで行った。

「災害時における外国人の脆弱性」「熊本地震時の外国人被災者支援活動」

日 時 2月6日（日）オンライン

講 師

・熊本市国際交流振興事業団 事務局長 八木 浩光氏

・ 〃 事務局次長 勝谷 知美氏、ほか

参加者 19名



避難所巡回の訓練の様子



道内各地のサポーターが参加したオンライン研修会

(3) 「北海道多文化共生キーパーソンネットワーク構築事業」

道内で、外国人住民と繋がりを持つキーパーソンとのネットワーク構築を目的として、国際関係団体等から推薦を受けた29名のキーパーソン人材をリストアップし、研修会を実施した。

・第1回オンライン研修

日 時 1月26日(水)
 レクチャー 「北海道多文化共生キーパーソンの役割について」
 参加者 15名

・第2回オンライン研修

日 時 2月22日(火)
 講 演 「キーパーソンができること」
 人と防災未来センター 主任研究員 楊 梓 氏

参加者 12名

・地域研修会

日 時 2月20日(日) 札幌市内ホテル
 レクチャー 「災害や避難所に関する基本情報」
 ワークショップ 「避難所の利用(シミュレーション)」
 参加者 7名

5 地域連携ネットワーク事業(多文化共生地域懇談会)

各地域や交流団体間の連携を促進するため、北海道と共催し多文化共生に関するワークショップをオンラインで開催した。

令和3年度地域スキルアップワークショップ

・第1回 「多文化共生社会を作るには」

日 時 7月27日(火)
 講 師 神奈川開発教育センター事務局長 木下 理仁 氏
 参加者 21名

・第2回 「やさしい日本語のコミュニケーション手法」

日 時 9月9日(木)
 講 師 北海道大学研究員 式部 絢子 氏
 参加者 25名

・第3回 「外国人住民を想定した窓口対応ロールプレイ」

日 時 11月5日(金)
 講 師 (公財)兵庫県国際交流協会 村松 紀子 氏
 参加者 10名

- ・第4回 「外国人への情報提供～行動変容につながるコミュニケーション～」
日 時 1月11日（火）
講 師 （一財）ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏
参加者 30名
- ・第5回 「インド人とのコミュニケーション手法」
日 時 2月14日（月）
講 師 映画プロデューサー Vikash Paliwal 氏
参加者 22名
- ・第6回 「外国人相談センターの現状と事例の共有～地域で進める多文化共生～」
日 時 3月8日（火）
講 師 ハイエック交流・多文化共生課長 小田島 道朗

6 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

道内在住外国人と道民が、ともに地域の発展や活性化に貢献できる社会を実現するため、人材育成、居住環境、防災、教育、地域づくりなど様々な分野において顕著な取組を行っている団体を表彰した。

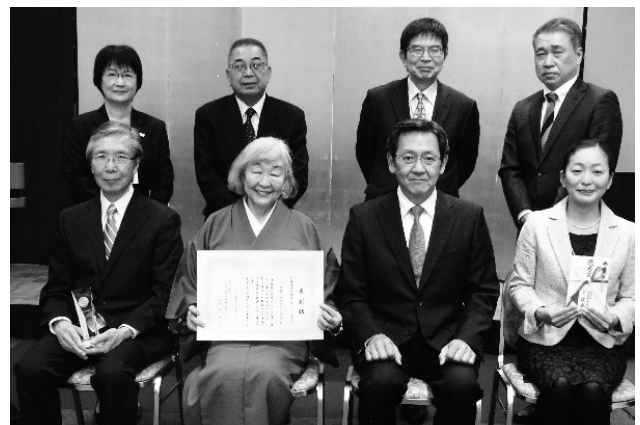
表彰団体 北見 YMCA いろはの会（北見市）

広域に散住する外国人への日本語学習支援のため、教室を構えず、個別指導を行うなど工夫するとともに、外国人が抱える困りごとへの対応など、事業を通じて外国人も暮らしやすい環境づくりに寄与。

表彰式 3月25日（金）北見市内ホテル



竹花専務よりいろはの会の伊藤幹事へ賞状の授与



北見 YMCA いろはの会のメンバー

未来を担うグローバル人材の育成

世界とつながる人材の育成

1 海外派遣事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

2 高校生・世界の架け橋養成事業

(1) 高校生・アジアの架け橋養成事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

(2) 北欧青年交流事業（オンライン）

スウェーデン・リンショーピン市のカテドラル高校と道内の高校生によるオンライン交流を行った。

日 時 1月29日（土）、2月12日（土）、3月12日（土）

参加者 道内高校生5名、スウェーデン高校生4名

テーマ 環境問題、ジェンダーの平等、ほか

研修会 事前研修2回、事後研修1回、報告会1回



オンラインで互いの文化について紹介



オンライン交流で学びや気づきを報告する高校生

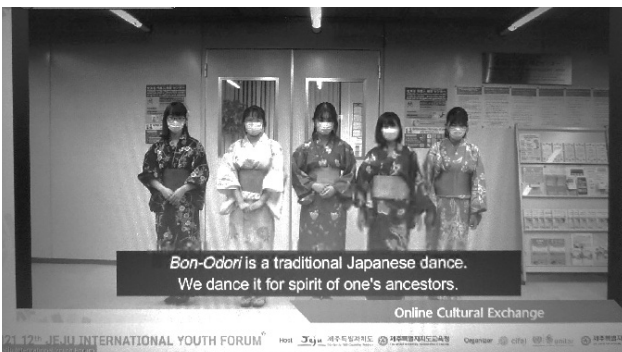
(3) 済州国際青少年フォーラム 2021

北海道と友好提携地域である韓国・済州特別自治道が主催する国際的な視野を持つ未来のグローバルリーダーの育成と青少年のネットワークづくりを目的としたフォーラムへ参加した（本年は新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの開催となった。）

・実施期間：11月12日（金）～11月14日（日）

・参加者：高校生5名（12ヵ国43地域、201名の参加）

・研修会：事前研修2回、事後研修2回、報告会1回



オンライン文化交流では盆踊りを浴衣姿で紹介



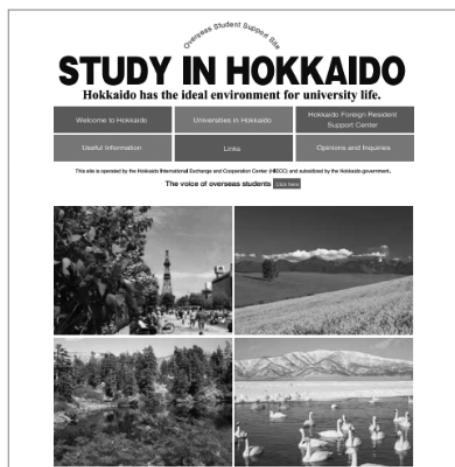
フォーラムで学んだことを報告する高校生

3 外国人留学生受入促進事業

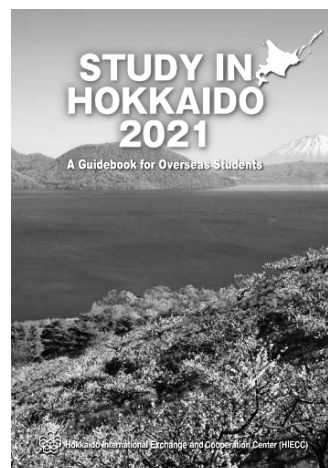
外国人留学生の受入れを促進するため、海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

- (1) プロモーションサイト「STUDY IN HOKKAIDO」の運営 (<http://study-hokkaido.com>)
- (2) 留学ガイドブックの作成、配付
- (3) 帰国留学生及び奨学金受給留学生向けメールマガジンの発行

北海道で修学した留学生等に対し、本道への理解促進を図るため、北海道の今の様子や就職など各種情報を提供するメールマガジン「ハイエックニュースレター」を発行した。(年3回)



プロモーションサイト「STUDY IN HOKKAIDO」



留学生ガイドブック

4 留学生地域交流事業

北海道に対する留学生の理解の促進を図り、SNS等により北海道の魅力を情報発信してもらうとともに、地域住民との交流を推進するため、地域イベントへの参加や交流会を開催した。

「北海道留学生ふれあい交流 in しりべし」

日時 10月16日(土)～17日(日)
場所 京極町、倶知安町、黒松内町
参加者 留学生22名(16カ国・地域)



黒松内町の方に教えてもらい餅つき体験



歌オブンナ林散策を終え記念撮影をする留学生

5 外国人留学生国際交流支援事業

北海道内の大学・大学院に在籍する外国人留学生の中から90名を「留学生サポーター」として選定し、母国の学生等に向けて北海道での留学生活に関する情報発信を行うことにより、本道への留学受入れを促進した(留学生サポーターには情報発信活動費として年額5万円を支給)。

・投稿件数 835件(ハイエックHPより閲覧可)

国際交流の推進

諸外国との各種交流の実施

1 日中青年交流事業

中国黒竜江省との間で2008年に締結した「黒竜江省と北海道青年交流協定」に基づき、両地域の交流を行ってきているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

2 日韓交流事業

韓国慶尚南道体育会との協定に基づき、高齢化社会に対応したローカルスポーツ「ミニバレー」による両地域の交流を行ってきているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

3 国際交流助成事業

北海道の産業経済・生活文化の発展に寄与するため、道内国際交流団体等が実施する世界各地との交流事業に助成した。

令和3年度補助実績

助成対象事業名	主催者	助成額 (千円)
北海道・ロシア極東交流事業	同実行委員会	300
日独交流160周年、 札幌－ミュンヘン姉妹都市提携50周年記念事業 「日独交流のお話とその調べを聴きバレーを愛でるひととき」	北海道日独協会	200
計 2事業		500

4 北海道外国訪問団受入事業

北海道出身移住者子弟のブラジル訪問団を受け入れる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

5 移住者支援事業

北海道出身移住者などで組織する海外道人会等の活動を支援するため助成を行った。(5団体)

- ・ブラジル北海道文化福祉協会(ブラジル)、在アルゼンチン北海道人会(アルゼンチン)、全パラグアイ北海道人会連合会(パラグアイ)、サハリン道人会(ロシア)、北海道海外移住家族会(日本)

6 移住者子弟留学生受入事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となった。

7 他団体との連携による交流事業

(1) カルチャーナイト

新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見送った。

(2) 全国中国語スピーチコンテスト北海道大会

日 時 10月9日(土)

場 所 かでる2・7

共 催/北海道日中友好協会

(3) サッポロ・インターナショナルナイト

世界各国の留学生がそれぞれの国の歴史や文化、自然や社会、教育事情等について日本の高校生を対象にプレゼンテーションを行い、相互理解を促進する場として開催した。

日 時 12月12日(日)

場 所 かでる2・7、京王プラザホテル

参加者 日本人166名、外国人30カ国43名

共 催/北海道青少年科学文化財団



フィンランドの留学生によるプレゼンテーション



各グループの代表によるまとめの発表

(4) 国際交流DAY事業

北海道と海外の姉妹・友好提携地域とのより一層の交流拡大を図るため、道と共催で各提携記念日等にそれぞれの地域の文化紹介イベントを開催した。

- ・タイ チェンマイ県 (4月11日 札幌ドーム)
- ・米国 ハワイ州 (5月1日～6月30日 札幌プリンスホテル)
- ・中国 黒竜江省 (11月25日/1月27日～28日 札幌大学)
- ・韓国 (12月16日 さっぽろテレビ塔2階)

※以下の地域を合同で実施

慶尚南道/ソウル特別市/釜山広域市/済州特別自治道

- ・カナダ アルバータ州 (中止)
- ・米国 マサチューセッツ州 (中止)
- ・ロシア サハリン州 (中止)

(5) 国際交流定例講演会

北海道国際女性協会と共催し、定例講演会を開催した。

- ・第1回 「開発途上国における青年海外協力隊の活動」

日 時 7月29日(木)

参加者 21名

- ・第2回 「イギリスの紹介～イギリス英語とアメリカ英語」

日 時 11月11日(木)

参加者 28名

- ・第3回 「多文化共生とは～北海道における外国人の受入状況」

日 時 3月29日(火)

参加者 30名



第3回「多文化共生とは」

国際協力の推進

1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画

JICA 北海道国際センター（札幌）が実施する研修事業の一部を受託し、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネートを行った。今年度は、新型コロナウイルスの影響により来日研修が中止となったことから、映像研修教材作成、オンラインによる遠隔研修等を行った。

期 間	研修コース名	人数
8月13日～9月17日	課題別（上水道施設技術総合(B)-1）※オンラインで実施	7
11月1日～12月10日	課題別（道路維持管理(E)）※オンラインで実施	14
1月13日～3月1日	課題別（上水道施設技術総合(B)-2）※オンラインで実施	8
2月2日～3月15日	草の根（ネパール国ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業）	-



上水道施設技術総合(B)-2 コースの遠隔研修時の記念撮影

2 海外からの研修員の受入

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修員の受け入れは中止とした。

3 国際情報発信事業

道内の多文化共生や国際交流・協力に関する取組などをホームページで紹介した。

国際相互理解の促進

1 国際理解講演会等の開催

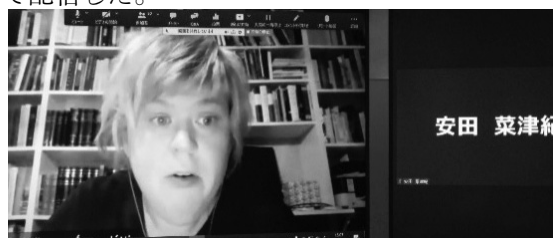
会員をはじめ道民の理解を促進するため、講演会を開催した。

- ・テーマ「アイスランドにおける男女平等の取り組みに学ぶ」
- ・日時 12月3日（金） Zoomによるオンラインセミナー
- ・講師 アイスランド女性権利協会事務局長

ブリュンヒル・ハイダル・オグ・オウマルスディットル 氏

NPO法人 Dialogue for People 副代表／フォトジャーナリスト 安田 菜津紀 氏

- ・参加者 約70名 別途セミナーの様子を Youtube で配信した。



基調講演するブリュンヒル氏

2 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりについての情報交換を図るため、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、オンラインによるセミナーを開催した。

(1) 第1回「ロシア理解セミナー第1回サハリン編」

- ・テーマ「憧れの休日ダーチャとは？近すぎて知らなかったサハリンの魅力」
- ・日時 8月27日（金） Zoomによるオンラインセミナー
- ・講師 サハリン在住日本語講師 オリホヴィク 美香 氏
北海道新聞社ユジノサハリンスク支局長 仁科 裕章 氏
北海道サハリン事務所長 浦田 哲哉 氏
- ・参加者 約100名 別途セミナーの様子を Youtube で配信した。
- ・共催 北海道
- ・後援 北海道教育委員会、札幌市、札幌市教育委員会、北海道新聞社



ディスカッションする各講師
浦田氏（左上）、オリホヴィク氏（左下）、
仁科氏（右下）、高田コーディネーター（右上）

(2) 第2回「ロシア理解セミナー第2回沿海地方・中部ロシア編」

- ・テーマ「多様性に満ちたロシア！沿海地方と中部ロシアを語る」
- ・日時 11月19日（金） Zoomによるオンラインセミナー
- ・講師 NHK ウラジオストク支局長兼サハリン事務所長 高塚 奈緒 氏
札幌市国際交流員 フェシナ・アリョーナ 氏
ノボシビルスク国立教育大学日本語専任講師 土肥 理香 氏

- ・参加者 約 90 名 別途セミナーの様様を Youtube で配信した。
- ・共 催 北海道
- ・後 援 北海道教育委員会、札幌市、札幌市教育委員会、北海道新聞社



基調講演する土肥氏

(3) 第3回「北欧に学ぶ環境にやさしい地域づくり」

- ・テーマ「北海道の脱炭素社会の姿を考える～」
- ・日 時 1月21日（金） Zoom によるオンラインセミナー
- ・講 師 駐日デンマーク王国大使館 エネルギー担当官 高橋 叶 氏
公益財団法人北海道環境財団 事務局次長 久保田 学 氏
- ・参加者 約 60 名 別途セミナーの様様を Youtube で配信した。
- ・後 援 北海道、北海道デンマーク協会



基調講演する久保田氏

(4) 第4回「ロシア理解セミナー第3回モスクワ・サンクト編」

- ・テーマ「モスクワ周辺地域の暮らしを知る」
- ・日 時 3月4日（金） Zoom によるオンラインセミナー 【延期】
- ※ 開催準備を進めていたが、ウクライナ情勢の変化により延期となった。

3 北太平洋地域研究事業（国際セミナー等の開催）

北東アジアの政治経済・外交に関係する重要テーマについて、関係する内外の研究者等によるセミナーをオンラインにて開催した。

第10回 北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム

- ・テーマ「米中対立と北東アジアへの影響～日本の外交政策を考える～」
- ・日 時 3月17日（木） Zoom によるオンラインセミナー
- ・講 師 日本貿易振興機構 [JETRO] アジア経済研究所地域研究センター
東アジア研究グループ主任研究員 松本 はる香 氏
慶応義塾大学総合政策学部教授 中山 俊宏 氏
- ・参加者 約 60 名 別途セミナーの様様を Youtube で配信した。
- ・後 援 北海道経済連合会、北海道新聞社、北東アジア学会



ディスカッションする各講師
中山氏（右上）、松本氏（下）、
高田コーディネーター（左上）

4 外国公館交流促進事業

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、総会を除く全ての行事を中止とした。

- ・総会（オンライン） 10月1日（金）

5 「Hoppoken（北方圏）」、年報・HOPPOKEN 別冊特別号発行

北海道に関係する時宜にかなった国際的なテーマを据えて編集した機関誌を発行し、会員及び道内外の国際交流団体等に配付した。

Hoppoken190号 2021年9月発行

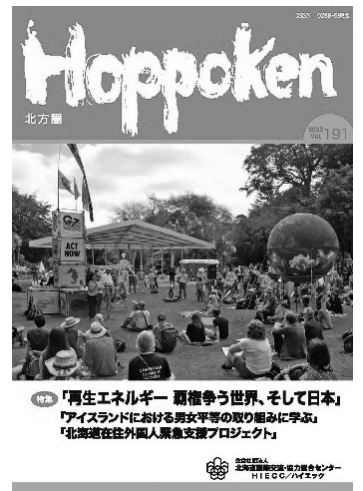
<p>巻頭特集</p> <p>バイデン政権半年 分断の修復、米国の現在地</p> <p>ジェンダーギャップ指数から北欧との交流を考える</p> <p>「再生可能エネルギー」 覇権争う世界、そして日本</p> <p>「アイスランドにおける男女平等の取り組みに学ぶ」</p> <p>リユニットの外国人雇用とESG融資</p>	<p>北海道</p> <p>「アイスランド女性権利促進を支援するプロジェクト」 アイン・ヒルドル・ハイダル・オグ・オウマル・ストゥットェイルさんに関する</p> <p>札幌市で北方領土対策の専門家会議が実施 中山組グループがマレーシアでバイオ燃料事業</p> <p>コロナ禍に符ける「北海道外国人相談センター」 ～海外からの帰国支援～</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p>	<p>北海道</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p>
---	---	---

※この冊子は、北海道新聞社と共同で発行しています。その中で、北海道新聞社が主催しています。



Hoppoken191号 2022年3月発行

<p>巻頭特集</p> <p>再生可能エネルギー 覇権争う世界、そして日本</p> <p>「アイスランドにおける男女平等の取り組みに学ぶ」</p> <p>リユニットの外国人雇用とESG融資</p>	<p>北海道</p> <p>「アイスランド女性権利促進を支援するプロジェクト」 アイン・ヒルドル・ハイダル・オグ・オウマル・ストゥットェイルさんに関する</p> <p>札幌市で北方領土対策の専門家会議が実施 中山組グループがマレーシアでバイオ燃料事業</p> <p>コロナ禍に符ける「北海道外国人相談センター」 ～海外からの帰国支援～</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p>	<p>北海道</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p> <p>「アイエック」が3年連続で「ハイエック」を最優秀 企業賞を受賞</p>
---	---	---



年報 2021 HOPPOKEN 別冊

2021年度は年報にHOPPOKEN 別冊を併載し、事業報告等の記事を掲載した。

Hoppoken 別冊

北海道外国人相談センター開設から
一年を振り返って～相談員に聞く

北海道出身南米移住者子弟の日系人研修員と
留学生に聞く～北海道への思い、日本での学び、
コロナ禍での気づき

「北方圏講座 ONLINE -新・北方圏交流時代の道しるべ～
北歐に学ぶ～北歐と結びコロナ後の北海道を考える（3回シリーズ）」の開催について

COVID-19 後のフィンランド交流
一固有の進化に向けた北海道の努力

北歐と北海道の交流を考える
～新・北方圏構想に向けて

コロナ禍、技能実習制度見直しの契機に

6 国際情報ネットワーク事業

インターネットを活用して国際交流等の情報を集約・蓄積し、広く発信した。また、Facebook を活用しハイエックや関連団体等の事業をオンタイムで告知・報告した。

・ホームページアクセス数 4月～3月 月平均 7,200件

ホームページの URL: <https://www.hiecc.or.jp/index.html>



ハイエック・ホームページトップ画面



ハイエック・Facebook トップ画面

資料

令和4年度 収支予算

令和4年度正味財産増減予算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,800,000	5,800,000	11,600,000
受取会費	5,800,000	5,800,000	11,600,000
受取補助金等	88,068,000	0	88,068,000
受取北海道補助金	87,385,000	0	87,385,000
民間助成金	683,000	0	683,000
受取負担金	1,930,000	165,000	2,095,000
受取負担金	1,930,000	165,000	2,095,000
事業収益	54,018,000	0	54,018,000
北方圏誌収益	150,000	0	150,000
外国人相談センター運営事業収益	26,608,000	0	26,608,000
災害時外国人多言語支援事業収益	2,492,000	0	2,492,000
研修事業収益	24,768,000	0	24,768,000
特定資産運用収益	5,080,000	1,000	5,081,000
特定資産運用収益	5,080,000	1,000	5,081,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	154,906,000	5,976,000	160,882,000
(2) 経常費用			
事業費	160,142,000	0	160,142,000
役員報酬	3,900,000	0	3,900,000
給料手当	62,600,000	0	62,600,000
福利厚生費	12,340,000	0	12,340,000
臨時雇用費	6,094,000	0	6,094,000
旅費交通費	18,573,000	0	18,573,000
通信運搬費	1,705,000	0	1,705,000
減価償却費	7,000	0	7,000
備品費	711,000	0	711,000
消耗品費	1,970,000	0	1,970,000
修繕費	20,000	0	20,000
印刷製本費	1,748,000	0	1,748,000
燃料費	120,000	0	120,000
食糧費	1,042,000	0	1,042,000
使用料	9,007,000	0	9,007,000
手数料	3,408,000	0	3,408,000
保険料	568,000	0	568,000
広告宣伝費	83,000	0	83,000
委託費	20,541,000	0	20,541,000
諸謝金	2,904,000	0	2,904,000
交際費	515,000	0	515,000
負担金	8,472,000	0	8,472,000
助成金	950,000	0	950,000
顕彰金	200,000	0	200,000
公課費	2,664,000	0	2,664,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	7,428,000	7,428,000
役員報酬	0	1,300,000	1,300,000
給料手当	0	1,296,000	1,296,000
退職給付費用	0	863,000	863,000
福利厚生費	0	411,000	411,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	130,000	130,000
通信運搬費	0	191,000	191,000
減価償却費	0	2,000	2,000
消耗品費	0	10,000	10,000
印刷製本費	0	240,000	240,000
食糧費	0	379,000	379,000
使用料	0	1,234,000	1,234,000
手数料	0	286,000	286,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	480,000	480,000
諸謝金	0	400,000	400,000
交際費	0	33,000	33,000
負担金	0	6,000	6,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	160,142,000	7,428,000	167,570,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,236,000	△ 1,452,000	△ 6,688,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,236,000	△ 1,452,000	△ 6,688,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,236,000	△ 1,452,000	△ 6,688,000
一般正味財産期首残高			525,248,000
一般正味財産期末残高			518,560,000
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			518,560,000

(注)

- 1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は621,000円、使用料のうち行政財産使用料は2,436,000円。
- 2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は204,000円、使用料のうち行政財産使用料は813,000円。

令和3年度 収支決算

令和3年度正味財産増減計算書内訳表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,787,945	5,787,945	11,575,890
受取会費	5,787,945	5,787,945	11,575,890
受取補助金等	86,226,688	0	86,226,688
受取北海道補助金	67,726,688	0	67,726,688
受取民間助成金	18,500,000	0	18,500,000
事業収益	38,668,568	2,642,806	41,311,374
北方圏誌収益	96,374	0	96,374
外国人相談センター運営事業収益	26,608,000	0	26,608,000
災害時外国人多言語支援事業収益	2,826,285	0	2,826,285
研修事業収益	9,137,909	2,642,806	11,780,715
特定資産運用収益	6,080,179	237	6,080,416
特定資産運用収益	6,080,179	237	6,080,416
雑収益	0	396	396
雑収益	0	396	396
経常収益計	136,763,380	8,431,384	145,194,764
(2) 経常費用			
事業費	136,284,393		136,284,393
役員報酬	4,097,647		4,097,647
給料手当	55,611,191		55,611,191
賞与引当金繰入	2,612,062		2,612,062
福利厚生費	11,641,915		11,641,915
臨時雇用費	8,717,351		8,717,351
旅費交通費	2,191,690		2,191,690
通信運搬費	2,207,152		2,207,152
減価償却費	25,968		25,968
備品費	1,969,615		1,969,615
消耗品費	11,613,979		11,613,979
印刷製本費	1,367,925		1,367,925
燃料費	20,030		20,030
食糧費	163,382		163,382
使用料	6,660,702		6,660,702
手数料	5,724,854		5,724,854
保険料	18,975		18,975
広告宣伝費	19,800		19,800
委託費	8,641,762		8,641,762
諸謝金	3,774,939		3,774,939
交際費	45,025		45,025
負担金	6,640,659		6,640,659
助成金	500,000		500,000
公課費	1,917,770		1,917,770
顕彰金	100,000		100,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費		8,431,384	8,431,384
役員報酬		1,365,882	1,365,882
給料手当		1,236,540	1,236,540
退職給付費用		658,925	658,925
福利厚生費		475,904	475,904
会議費		1,205	1,205
旅費交通費		82,062	82,062
通信運搬費		236,122	236,122
減価償却費		3,155	3,155
備品費		929,060	929,060
消耗品費		330,771	330,771
印刷製本費		313,079	313,079
燃料費		2,876	2,876
食糧費		12,724	12,724
使用料		1,145,980	1,145,980
手数料		582,688	582,688
保険料		12,010	12,010
広告宣伝費		40,000	40,000
委託費		521,568	521,568
諸謝金		412,908	412,908
交際費		31,450	31,450
負担金		7,375	7,375
公課費		29,100	29,100
経常費用計	136,284,393	8,431,384	144,715,777
評価損益等調整前当期経常増減額	478,987	0	478,987
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	478,987	0	478,987
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	3	0	3
経常外費用計	3	0	3
当期経常外増減額	△ 3	0	△ 3
当期一般正味財産増減額	478,984	0	478,984
一般正味財産期首残高			541,121,991
一般正味財産期末残高			541,600,975
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			541,600,975

令和3年度貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	8,186	31,576	△ 23,390
預金	6,092,395	6,883,993	△ 791,598
未収金	7,589,785	5,163,548	2,426,237
貯蔵品	98,148	106,653	△ 8,505
流動資産合計	13,788,514	12,185,770	1,602,744
2. 固定資産			
特定資産			
国際交流事業資産	506,722,124	506,701,952	20,172
設立45周年記念事業資産	1,800,000	1,800,000	0
	2,000,000	0	2,000,000
退職給付引当資産	10,993,219	10,334,294	658,925
特定資産合計	521,515,343	518,836,246	2,679,097
その他固定資産			
事業調整資金	5,283,212	5,283,212	0
運営調整資金	24,942,386	24,942,386	0
什器備品	41,899	71,025	△ 29,126
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	30,786,342	30,815,468	△ 29,126
固定資産合計	552,301,685	549,651,714	2,649,971
資産合計	566,090,199	561,837,484	4,252,715
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	10,881,943	7,874,117	3,007,826
預り金	2,000	29,990	△ 27,990
賞与引当金	2,612,062	2,477,092	134,970
流動負債合計	13,496,005	10,381,199	3,114,806
2. 固定負債			
退職給付引当金	10,993,219	10,334,294	658,925
固定負債合計	10,993,219	10,334,294	658,925
負債合計	24,489,224	20,715,493	3,773,731
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	541,600,975	541,121,991	478,984
正味財産合計	541,600,975	541,121,991	478,984
負債及び正味財産合計	566,090,199	561,837,484	4,252,715

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

第1章 総 則

- (名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（H I E C C）」）と称する。
- (事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

第2章 目的及び事業

- (目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。
- (事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 国際交流の推進
 - (2) 国際相互理解の推進
 - (3) 国際協力の推進
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- (法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
- (1) 個人会員
 - ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
 - ② 学生等会員
 - ③ 主婦（夫）等会員
 - ④ シニア会員
 - (2) 法人等会員
- 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
- 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- (会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。
- (経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。
- (1) 個人会員

① 一般会員	1口	5,000円	1口以上
② 学生等会員	1口	2,000円	1口以上
③ 主婦（夫）等会員	1口	2,000円	1口以上
④ シニア会員	1口	2,000円	1口以上
 - (2) 法人等会員 1口 10,000円 1口以上
- 第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- (除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。
- (会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

- (構成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- (権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。
- (議決権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- (決議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
- (議事録) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

第5章 役 員

- (役員の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 15名以上25名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。
3 副会長は、会長を補佐する。
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員の任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- (役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

- (構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- (議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。
- (決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- (議 事 録) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧 問

- (顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問10名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 附 属 機 関

- (附 属 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。
- 2 北方圏センターに、センター長を置く。
- 3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。
- 4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 資 産 及 び 会 計

- (国際交流事業資産) 第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。
- 2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。
- (資産の管理) 第35条 前条に定めるもののほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- (事業年度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (事業計画及び収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (事業報告及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

- (定款の変更) 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解 散) 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (公益認定の
取消等に
伴う贈与) 第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- (残余財産の
帰属) 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

- (設 置 等) 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 補 則

- (委 任) 第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- (公告の方法) 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

附 則

定款第19条の変更は、総会の決議があった日（令和3年6月28日）から施行する。

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

(令和4年4月1日現在)

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
札幌市	ポートランド	アメリカ(オレゴン)	昭34. 11. 17	姉妹都市
	ミュンヘン	ドイツ(バイエルン)	昭47. 8. 28	姉妹都市
	瀋陽	中国(遼寧省)	昭55. 11. 18	友好都市
	ノボシビルスク	ロシア(ノボシビルスク)	平2. 6. 13	姉妹都市
	大田広域市	韓国	平22. 10. 22	姉妹都市
函館市	ハリファックス	カナダ(ノバスコシア)	昭57. 11. 25	姉妹都市
	ウラジオストク	ロシア(沿海地方)	平4. 7. 28	姉妹都市
	レイク・マコーリー	オーストラリア(ニュー・サウス・ウェールズ)	平4. 7. 31	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平9. 9. 27	姉妹都市
	天津	中国	平13. 10. 18	友好交流都市
	高陽	韓国(京畿道)	平23. 8. 1	姉妹都市
小樽市	ナホトカ	ロシア	昭41. 9. 12	姉妹都市
	ダニーデン	ニュージーランド	昭55. 7. 25	姉妹都市
	ソウル特別市江西区	韓国	平22. 7. 22	姉妹都市
旭川市	ブルーミントン	アメリカ(イリノイ)	昭37. 10. 11	姉妹都市
	ノーマル	アメリカ(イリノイ)	昭62. 7. 7	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	昭42. 11. 10	友好都市
	水原	韓国(京畿道)	平元. 10. 17	姉妹都市
	哈爾濱	中国(黒龍江省)	平7. 11. 21	友好都市
室蘭市	ノックスビル	アメリカ(テネシー)	平3. 1. 16	姉妹都市
	日照	中国(山東省)	平14. 7. 26	友好都市
釧路市	バーナビー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭40. 9. 9	姉妹都市
	ホルムスク	ロシア(サハリン)	昭50. 8. 27	姉妹都市
帯広市	スワード	アメリカ(アラスカ)	昭43. 3. 27	姉妹都市
	朝陽	中国(遼寧省)	平12. 11. 17	友好都市
	マディソン	アメリカ(ウィスコンシン)	平18. 10. 25	姉妹都市
北見市	エリザベス	アメリカ(ニュージャージー)	昭44. 6. 12	姉妹都市
	ポロナイスク	ロシア(サハリン)	昭47. 8. 13	友好都市
	晋州	韓国(慶尚南道)	昭60. 5. 16	姉妹都市
	バーヘッド	カナダ(アルバータ)	平3. 7. 4	姉妹都市
夕張市	撫順	中国(遼寧省)	昭57. 4. 19	友好都市
岩見沢市	ポカテロ	アメリカ(アイダホ)	昭60. 5. 20	姉妹都市
	キャンビー	アメリカ(オレゴン)	平元. 7. 19	姉妹都市
網走市	ポートアルバーニ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭61. 2. 9	姉妹都市
留萌市	ウラン・ウデ	ロシア(ブリヤート共和国)	昭47. 7. 5	姉妹都市
苫小牧市	ネーピア	ニュージーランド	昭55. 4. 22	姉妹都市
	秦皇島	中国(河北省)	平10. 9. 1	友好都市
稚内市	ネベリスク	ロシア(サハリン)	昭47. 9. 8	友好都市
	バギオ	フィリピン(コルディラエラ行政地域)	昭48. 3. 20	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3. 7. 2	友好都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平13. 9. 9	友好都市
芦別市	シャーロットタウン	カナダ(プリンスエドワードアイランド州)	平5. 7. 1	姉妹都市
江別市	グレシャム	アメリカ(オレゴン)	昭52. 5. 20	姉妹都市

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
赤平市	三陟	韓国(江原道)	平9. 7. 18	友好都市
	岳陽市汨羅市	中国(湖南省)	平11. 9. 30	友好都市
紋別市	ニューポート	アメリカ(オレゴン)	昭41. 4. 8	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3. 1. 12	姉妹都市
	フェアバンクス	アメリカ(アラスカ)	平3. 2. 8	姉妹都市
士別市	ゴールバーン・マルワリー	オーストラリア(ニューサウスウェールズ)	平11. 7. 3	姉妹都市
名寄市	カワーサレイクス	カナダ(オンタリオ)	昭44. 8. 1	姉妹都市
	ドーリンスク	ロシア(サハリン)	平3. 3. 25	友好都市
根室市	シトカ	アメリカ(アラスカ)	昭50. 12. 19	姉妹都市
	セベロクリリスク	ロシア(サハリン)	平6. 1. 27	姉妹都市
千歳市	アンカレジ	アメリカ(アラスカ)	昭44. 4. 21	姉妹都市
	コングスベルグ	ノルウェー(ブスケルー県)	昭63. 8. 31	友好親善都市
	長春	中国(吉林省)	平16. 10. 11	友好親善都市
滝川市	スプリングフィールド	アメリカ(マサチューセッツ)	平5. 8. 7	姉妹都市
深川市	アボツフォード	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平10. 9. 14	姉妹都市
富良野市	シュラートミンク	オーストリア(シュタイナーマルク)	昭52. 2. 23	友好都市
登別市	サイパン	アメリカ(北マリアナ諸島)	平18. 11. 20	友好都市
	ファボー・ミッドフュン	デンマーク(南デンマーク地域)	平19. 6. 10	友好都市
	広州	中国(広東省)	平24. 11. 15	友好都市
恵庭市	ティマル	ニュージーランド(カンタベリー地方)	平20. 2. 13	姉妹都市
伊達市	レイク・カウチン	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平元. 10. 6	姉妹都市
	漳州	中国(福建省)	平22. 4. 7	友好都市
石狩市	キャンベルリバー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭58. 10. 24	姉妹都市
	ワニノ	ロシア(ハバロフスク)	平5. 6. 3	姉妹都市
	彭州	中国(四川省)	平12. 10. 24	姉妹都市
奈井江町	ハウスヤルビ	フィンランド(ハメ)	平7. 4. 1	友好都市
上砂川町	スパーウッド	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭55. 9. 23	姉妹都市
沼田町	ポートハーディ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平6. 9. 3	姉妹都市
当別町	レクサンド	スウェーデン(ダーラナ)	昭62. 10. 5	姉妹都市
蘭越町	ザールフェルデン	オーストリア(ザルツブルグ)	昭44. 10. 15	姉妹都市
倶知安町	サンモリッツ	スイス(グラウビュンデン)	昭39. 3. 19	姉妹都市
積丹町	シーサイド	アメリカ(オレゴン)	昭41. 5. 17	姉妹都市
余市町	イースト・ダンバートンシャイア	イギリス(スコットランド)	平9. 11. 11	姉妹都市
壮瞥町	ケミヤルヴィ	フィンランド(ラップランド)	平5. 5. 22	友好都市
白老町	ケネル	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭56. 7. 13	姉妹都市
新ひだか町	レキシントン	アメリカ(ケンタッキー)	昭63. 7. 21	姉妹都市
七飯町	コンコード	アメリカ(マサチューセッツ)	平9. 11. 15	姉妹都市
せたな町	ハンフォード	アメリカ(カリフォルニア)	平3. 8. 11	姉妹都市
鷹栖町	ゴールドコースト	オーストラリア(クイーンズランド)	平7. 11. 18	姉妹都市
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス	カナダ(アルバータ)	昭59. 6. 21	姉妹都市
東川町	キャンモア	カナダ(アルバータ)	平元. 7. 12	姉妹都市
	ルーイエナ	ラトビア(ヴァルミエラ)	平20. 7. 17	姉妹都市
	アニワ市	ロシア(サハリン)	令元. 9. 18	姉妹都市
上富良野町	カムローズ	カナダ(アルバータ)	昭60. 9. 5	友好都市

市町村名	提携都市（州）名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
占冠村	アスペン	アメリカ（コロラド）	平3. 8. 29	姉妹都市
剣淵町	バルカマヨ	ペルー共和国（フニン県）	平23. 7. 6	姉妹都市
	タルマ	ペルー共和国（フニン県）	平27. 9. 28	姉妹都市
下川町	ケノーラ	カナダ（オンタリオ）	平13. 2. 16	友好都市
美深町	アシュクラフト	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平6. 7. 23	友好都市
遠別町	キャッスルガー	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平元. 6. 21	姉妹都市
天塩町	ホームー	アメリカ（アラスカ）	昭59. 4. 7	姉妹都市
	トマリ	ロシア（サハリン）	平4. 7. 28	友好都市
猿払村	オジョルスキー	ロシア（サハリン）	平2. 12. 25	姉妹村
美幌町	ケンブリッジ	ニュージーランド（ワイパ地区）	平9. 10. 12	友好姉妹都市
津別町	二水郷	台湾（彰化県）	平24. 10. 8	友好都市
清里町	モトエカ	ニュージーランド（タスマン地区）	平9. 9. 7	友好都市
佐呂間町	パーマ	アメリカ（アラスカ）	昭55. 10. 28	姉妹都市
遠軽町	バストス	ブラジル（サンパウロ）	昭47. 10. 18	姉妹都市
	モアラン・アン・モンターニュ	フランス（フランシュ・コンテ州ジュラ県）	平10. 5. 22	姉妹都市
湧別町	ホワイトコート	カナダ（アルバータ）	平10. 7. 17	友好都市
	セルウィン	ニュージーランド（カンタベリー地方）	平12. 7. 14	友好都市
興部町	ステットラー	カナダ（アルバータ）	平2. 6. 26	友好姉妹都市
鹿追町	ストニイブレイン	カナダ（アルバータ）	昭60. 8. 26	姉妹都市
芽室町	トレーシー	アメリカ（カリフォルニア）	平元. 8. 5	姉妹都市
大樹町	高雄市大樹区	台湾	平27. 9. 1	友好交流
広尾町	フログン	ノルウェー（アーケシュフース）	平8. 10. 22	友好交流
池田町	ペンティクトン	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	昭52. 5. 19	姉妹都市
豊頃町	サマーランド	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平8. 6. 11	姉妹都市
本別町	ミッチェル	オーストラリア（ビクトリア）	平3. 9. 15	姉妹都市
足寄町	ウェタスキウィン	カナダ（アルバータ）	平2. 9. 15	姉妹都市
陸別町	ラコーム	カナダ（アルバータ）	昭61. 7. 5	姉妹都市
厚岸町	クラレンス	オーストラリア（タスマニア）	昭57. 2. 9	姉妹都市
白糠町	烏来区	台湾（新北市）	平29. 7. 14	友好交流
別海町	バッサーブルク	ドイツ（バイエルン）	昭54. 5. 10	姉妹都市

※ 参考

北海道	アルバータ	カナダ	昭55. 10. 17	姉妹提携
	黒竜江省	中国	昭61. 6. 13	友好提携
	マサチューセッツ	アメリカ	平2. 2. 7	姉妹都市
	サハリン	ロシア	平10. 11. 22	姉妹提携
	釜山広域	韓国	平17. 12. 14	友好交流
	慶尚南道	韓国	平18. 6. 7	友好交流
	ソウル特別市	韓国	平22. 10. 15	友好交流
	チェンマイ県	タイ	平25. 2. 26	友好交流
	済州特別自治道	韓国	平28. 1. 12	友好交流
	ハワイ	アメリカ	平29. 5. 8	友好交流

道内外国公館

公 館 名	住 所	電 話 番 号	開 設 年 月
在 札 幌 ア メ リ カ 合 衆 国 総 領 事 館	〒 064-0821 札幌市中央区北 1 条西 28 丁目	011-641-1115 ～ 7	昭和 27. 6
駐 札 幌 大 韓 民 国 総 領 事 館	〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 12 丁目 1 - 4	011-218-0288	昭和 41. 6
在 札 幌 ロ シ ア 連 邦 総 領 事 館	〒 064-0914 札幌市中央区南 14 条西 12 丁目 2 - 5	011-561-3171 ～ 2	昭和 42.10
	函館事務所 〒 040-0054 函館市元町 14 - 1	0138-24-8201	平成 15. 9
中 華 人 民 共 和 国 駐 札 幌 総 領 事 館	〒 064-0913 札幌市中央区南 13 条西 23 丁目 5 - 1	011-563-5563	昭和 55. 9
カ ナ ダ 政 府 札 幌 通 商 事 務 所	〒 060-0004 札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 日興ビル 5 F	011-281-6565	平成 17.12

道内名誉領事館

領 事 館 名	住 所	代 表 者	開 設 年 月
在 札 幌 フ ラ ン ス 名 誉 領 事 館	〒 060-0062 札幌市中央区南 2 条西 5 丁目 10 - 2 南 2 西 5 ビル 2 階 札幌アリアンス・フランセーズ内 011-261-2771	名誉領事 古野 重幸	昭和 33. 6
在 札 幌 イ ン ド ネ シ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 065-8610 札幌市東区北 19 条東 1-1-1 株式会社中山組本社内 011-741-7111	名誉領事 中山 茂	昭和 44.12
在 札 幌 オ ー ス ト リ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-8517 札幌市中央区大通東 6-12-4 株式会社テレビ北海道内 011-232-1117	名誉領事 松井 正憲	昭和 47. 2
在 札 幌 フ ィ ン ラ ン ド 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 064-8610 札幌市中央区南 13 条西 11 丁目 2 - 32 株式会社アークス内 011-530-6012	名誉領事 横山 清	昭和 48. 8
在 札 幌 ブ ラ ジ ル 連 邦 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 068-8586 札幌市北区北 12 条西 4 丁目 2-12 グランズオサムラビル 706 011-600-4693	名誉領事 モニカ・ヤマウチ	昭和 54. 2
在 札 幌 ベ ル ギ ー 王 国 名 誉 領 事 館	〒 064-8620 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目パーク 9.5 ビル 株式会社セコマ内 011-511-2796	名誉領事 赤尾 洋昭	昭和 55. 3
在 札 幌 フ ィ リ ピ ン 共 和 国 名 誉 総 領 事 館	〒 063-0841 札幌市西区八軒 1 条西 1 丁目 2 - 10 日本食品製造合資会社内 011-614-8090	名誉総領事 戸部 謙ルイス	昭和 58. 6
在 札 幌 デ ン マ ー ク 王 国 名 誉 領 事 館	〒 060-8676 札幌市中央区大通西 4 丁目 1 株式会社北海道銀行内 011-233-1256	名誉領事 堰八 義博	昭和 61. 3
在 札 幌 ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド 名 誉 領 事 館	〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 10 丁目 2-7 wall 202 号室 株式会社さきのとや内 011-596-6835	名誉領事 長沼 昭夫	平成 2. 7
在 札 幌 ノ ル ウ ェ ー 王 国 名 誉 領 事 館	〒 064-8505 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-1 マルスイホールディング株式会社内 011-643-1234	名誉領事 武藤 修	平成 8. 1
在 札 幌 カ ナ ダ 名 誉 領 事 館	〒 064-0820 札幌市中央区大通 26 丁目 1 - 3 ボセイドン円山 2 階 カナダブレイス 011-643-2520	名誉領事 井原 慶児	平成 8. 11
在 札 幌 ス ペ イ ン 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0042 札幌市中央区大通西 3 丁目 7 株式会社北洋銀行内 011-261-4288	名誉領事 石井 純二	平成 11. 1
在 札 幌 モ ン ゴ ル 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0004 札幌市中央区北 4 条西 16 丁目 1 第一ビル 8 階 札幌第一興産株式会社内 011-611-2626	名誉領事 武部 勤	平成 11. 5
在 札 幌 リ ト ア ニ ア 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 060-0042 札幌市中央区大通 11 丁目 4 大通藤井ビル内 011-221-3939	名誉領事 藤井 将博	平成 16. 7
在 釧 路 バ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 085-0847 釧路市大町 1 丁目 1 - 10 大町ビル 4 階 大栄産業株式会社内 0154-44-1040	名誉領事 中島 太郎	平成 22.11
在 釧 路 ミ ク ロ ネ シ ア 連 邦 名 誉 総 領 事 館	〒 084-0905 釧路市鳥取南 5 丁目 12 - 5 サイトスビル 2 階 株式会社三ツ輪商会内 0154-61-5151	名誉領事 栗林 延次	平成 22.12
在 札 幌 グ ア テ マ ラ 共 和 国 名 誉 領 事 館	〒 001-0019 札幌市北区北 19 条西 3 丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名誉領事 名越 隆雄	平成 23. 4
在 札 幌 ア イ ル ラ ン ド 名 誉 領 事 館	〒 060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 4 タキモトビル 3 階 株式会社ディンプレックス・ジャパン内 011-221-2451	名誉領事 笠間 聖司	平成 24.11

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在室蘭パプアニューギニア 名誉領事館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名誉領事 栗林 和穂	平成 27. 9
在江別(北海道)フィジー共和国 名誉領事館	〒067-0022 江別市江別太 305-15 株式会社北翔内 011-382-8459	名誉領事 清水 誓幸	平成 29. 12
在函館ラオス人民民主共和国 名誉領事館	〒040-0063 函館市若松町 7-15 函館商工会議所内 0138-23-1181	名誉領事 久保 俊幸	令和元. 12
在札幌ガーナ共和国 名誉領事館	〒060-8640 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル6階 北海道二十一世紀総合研究所 011-231-3053	名誉領事 石井 至	令和3. 5
在函館ベラルーシ共和国 名誉領事館	〒040-0013 函館市千代台町 12-25 株式会社アンサー内 0138-83-1176	名誉領事 松浦 勝人	令和3. 6
在函館パラグアイ共和国 名誉領事館	〒041-0834 函館市東山町 185-1 株式会社アサヒ商会内 0138-33-5877	名誉領事 齊藤 巖	令和3. 8
在札幌チェコ共和国 名誉領事館	〒060-8606 札幌市中央区北1条東4-8-1 サッポロファクトリー フロンティア館3階 サッポロビール株式会社内 011-218-8033	名誉領事 野村 真弘	令和3. 9
在札幌ウガンダ共和国 名誉領事館	〒005-0015 札幌市南区真駒内泉町3丁目1-7-506 090-7517-6088	名誉領事 亀田 和明	令和3. 12

在日大使館 (北方圏交流及び南米圏交流に関する国々)

大使館名	住 所	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布2-14-14	03-5420-7101
ブラジル連邦共和国大使館	〒107-8633 東京都港区北青山2-11-12	03-3404-5211
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3388
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町 29-6	03-3496-3001
フィンランド共和国大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10	03-5791-7700
大韓民国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町 21-4	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2	03-6408-8100
パラグアイ共和国大使館	〒102-0082 東京都千代田区一番町 2-2 一番町第2 TGビル7階	03-3265-5271
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン王国大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3-100	03-5562-5050
英国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町 1	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5	03-3224-5000
欧州連合代表部	〒106-0047 東京都港区南麻布4-6-28 ヨーロッパ・ハウス	03-5422-6001

(令和4年4月1日現在)



北方圏



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC/ハイエック

別冊

ウクライナ避難民への支援について

多文化共生チーム

P36 ~ P37

北太平洋地域研究事業

第10回北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム 「米中対立と北東アジアへの影響～日本の外交を考える～」

国際企画部研究員

P38 ~ P44

ネパール国ポカラ市における JICA 草の根技術協力事業

札幌市水道局総務部企画課

P45 ~ P50

ウクライナ避難民への支援について

多文化共生チーム

令和4年3月2日に首相が、ウクライナから第三国に逃れた避難民を受け入れる方針を示したことに伴い、国や日本財団による生活支援をはじめ、各自治体においても受入体制を整備している中、北海道でも、ウクライナの方々からの相談に対応するワンストップ窓口をハイエック内に開設するとともに、関係団体と連携しながら避難民に対し衣食住はじめ必要な支援を行っている。

ここではハイエックでの支援を中心に、道や市町村、団体の取り組みなどもあわせて紹介する。

○北海道ウクライナワンストップサポート窓口

ハイエックでは、北海道と連携し、本道在住のウクライナ避難民からの生活に関する相談などに対応するため、今年3月11日に北海道外国人相談センター内に「ウクライナ避難民ワンストップサポート窓口（以下「サポート窓口」）」を開設。5月からはウクライナ出身の留学生をシフト相談員として配置し、窓口対応のほかメールやSNSでの相談、電話通訳による各種手続きのサポートを行っている。

サポート窓口には、在留資格の変更手続きをはじめ、行政手続きや生活に関する問い合わせなど多くの相談が寄せられている。また、国、自治体の支援に関する問い合わせにも多く対応している状況となっている。

現在、北海道外国人相談センターホームページ内に専用サイトも開設し、日本政府をはじめとした各種支援の内容のほか、北海道での生活情報を掲載。また、出入国在留管理庁で作成しているウクライナ語の「生活・就労ガイドブック」やNHKワールドJAPANのインターネットサービス、オンラインでの日本語学習ができるコンテンツなども紹介している。



(サポート窓口)

○募金

ハイエックでは、日本国際連合協会北海道本部が行う募金活動に協力し、令和4年3月から5月まで募金箱を設置した。当募金活動は、個人や企業からあわせて約1,290万円あまりが集められた。集められた募金は、生活資金に充てるための一時金として、16歳以上の人に1人あたり30万円、15歳以下では15万円を支給するほか、希望者には翻訳機も支給している。

○道による支援

道では、ウクライナから避難されてきた方々が北海道で安心して暮らしていただけるよう、リエゾン職員を配置するなどの体制を整え、住居の確保をはじめ、市町村や企業等の皆様から寄せられる支援とのマッチング、就学や

日本語教育の支援、さらには日本国際連合協会北海道本部と連携した一時金の支給などに取り組んでいる。支援に関する受付や問い合わせは道庁ホームページの専用サイトで案内している。

○日本語教育

ウクライナ避難民が日本で生活するにあたって、様々な場面で日本語の習得が重要となっている中、各地域では日本語教育の支援の動きも広がってきている。

札幌市では、札幌国際プラザが外国人向けに開設している日本語教室にウクライナ避難民を受け入れているほか、東川町では、ウクライナからの避難民に対し、町立日本語学校で「特別授業」という形で学習をサポートし、学校の寮に宿泊して日本語を学べる体制を整えている。

また、民間の札幌市内で語学教室を運営している株式会社サンフレンズ・アジアでは、週1回、無償で日本語授業を行うほか、月末には課外活動なども行い、日本文化に慣れながら楽しく日本語を習得してもらうための工夫を行っている。

このほか、札幌大学でも、協定高校との連携により日本語学習を支援することを公表している。



(サンフレンズアジアによる日本語教室)

○最後に

当初は道内に親族や知人など身寄りのある避難民の受入が中心であったが、ここ最近では、身寄りのない避難民の増加に伴い、こうした避難民の受入を表明している自治体も増えてきている。

ハイエックとしては今後、ワンストップサポート窓口の運営を通じてウクライナの方々が北海道で暮らしていく中で、行政手続きをはじめとした、生活者として生じる日常での困りごとへの対応はもとより、避難民の方々が地域から孤立せず安心して生活できるよう、関係各所と連携しながら引き続きサポートしていくこととしている。

(サポート専用サイト)

(チラシ)

第10回北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム〔要約〕 「米中対立と北東アジアへの影響～日本の外交を考える～」

2022年3月17日（木）14:00～16:00 オンライン開催

国際企画部研究員

報告1 「米中対立と習近平外交」 松本 はる香 日本貿易振興機構（JETRO）
アジア経済研究所 東アジア研究グループ長 主任研究員

報告2 「バイデン政権と米中対立」 中山 俊宏 慶応義塾大学総合政策学部教授

*中山先生は、シンポジウム後の5月1日に、くも膜下出血で急逝されました。

ご冥福を心よりお祈りいたします。

ディスカッションのコーディネーター 高田 喜博 ハイエック客員研究員



報告1 松本はる香

習近平の「一強体制」の形成過程

2012年秋の第18回党大会で習近平政権が誕生した。翌年の全人代（全国人民代表大会）を経て、習近平氏が中国共産党総書記、国家主席、中央軍事委員会主席という主要3ポストに就任して最高指導者となった。

2016年の6中全会（中央委員会第6回全体会議）で「習近平同志を核心とする党中央」が正式に採択された。翌年の中国共産党第19回党大会（全国代表大会）で指名されるはずだった後継者が指名されなかった。2018年の全人代では国家主席の任期を撤廃する憲法改正案が採択された。

習近平氏は1953年生まれの68歳（2022年3月時点）で、もともと党指導部には68歳定年という内規があったのだが、この憲法改正で続投が可能となった。こうして習近平氏の3期目に向けて着々と布石が敷かれてきた。

結党100周年の習近平演説

2021年7月の中国共産党結党100周年の祝賀大会での演説で、習近平氏は「我々は小康社会を全面的に完成させ…意気軒昂として社会主義現代化強国の全面完成という第二の100年の奮闘目標に向けて邁進している」とし、「共産党が中国人民を団結させ、引っ張ってきた一切の奮闘、犠牲、創造のテーマは、中華民族の偉大な復興である」「共産党がなければ、新中国はなく中華民族の偉大な復興はなかった」と述べた。

このように、強い中国をイメージさせる「中華民族の偉大な復興」が何度も使われ、ナショナリズムに訴えかけるような内容で、全体としてのトーンは共産党の正当性と習近平氏を核心とする統治を肯定するものであった。

また「二つの守る」として、習近平総書記の党中央の核心、全党の核心としての地位を守ること、習近平同志を核心とする党中央の権威と集中統一指導を守ることが掲げられた。

中国の新型コロナウイルス対策

中国のコロナ対策は、初動対応に遅れがみられたものの、概ね早期の封じ込めに成功した。その後、国内外で

封じ込めの宣伝工作を展開したが、これは中国共産党の統治システムが優れているから封じ込めに成功したとアピールすることで、自らの権威主義体制を正当化しようとするものである。

新型コロナウイルスの起源を巡り、トランプ大統領は「中国ウイルス」だと断定した。これに対して中国は、新型コロナウイルスが武漢で発生したことを否定した。すなわち、発生直前（2019年秋頃）に、武漢で米中の軍人による国際的な運動大会が行われ、その際に米軍がウイルスを持ち込んだと主張した。さらに国営メディアは、欧州からの輸入冷凍食品にウイルスが付着していたと報道したので、中国人の多くがそれを信じた。

その後、中国はいちはやく緊急国際医療支援を積極的に行って「マスク外交」「ワクチン外交」を展開した。

コロナウイルスの発生と封じ込め

もともと新型コロナウイルスは、武漢で2019年11月から12月頃に発生したと考えられるが、感染者が増加して1月下旬頃に党中央が本格的な対策に着手し、1月23日に武漢でロックダウンが実施された。ちょうど旧正月である春節が1月25日だったので感染者数が急増した。

しかし、2月以降の中国での感染者数は10万人ほどで横ばいになり、この時点でウイルスの封じ込めに成功したと考えられる。

米国の感染状況と比較すると、米国の感染者数・死者数は共に2ケタくらい多く、大きなダメージを受けことが分かる。

「ゼロ・コロナ政策」を進めてきた中国で、最近では香港、深圳、吉林省の一部で感染者数が急増している。北京冬季五輪の前後から、オミクロン株による感染拡大だと思われる。

コロナ対策を巡る米中の明暗

コロナ対策を巡る米国と中国の対応の差が浮き彫りになった。中国では早期の封じ込めに成功し、マスク外交などの国際的な支援に乗り出したのに対して、米国では国内の感染者数が拡大して多くの死者を出し、国際的な支援などは完全に後手に回った。

オバマ政権の国務次官補だったカート・キャンベル氏は、2020年3月の早い時期にフォーリン・アフェアーズ誌に、コロナ対応の米中の違いについて鋭い分析を寄稿した。

すなわち「米国はコロナ禍で、自らの世界的リーダーシップの基礎である、優れた国内統治能力、グローバルな公共財の提供、国際的な危機対応に対する意欲とリーダーシップという3つの要素の全てを試されており、これまでワシントンはその全てをクリアできずにいる」「中国は、米国の不手際による空白を埋めるべく、国際的な影響力の拡大を試みて、積極的な医療支援などによって『パンデミック対応においてグローバルリーダー』として、自らのシステムの素晴らしさを喧伝し、諸外国に援助を提供するという相当に大胆な行動を見せている」とした。

コロナ対策をめぐる決意表明

2020年9月に習近平氏は国連演説で、コロナ後の中国が果たすべき役割について「新型コロナウイルスによって、グローバル・ガバナンスのシステムの改革や整備が必要であることが明らかになった…大国は大国としての姿勢を示すことが必要で、グローバルな公共財を多く提供し、大国としての責任を果たさなければならない」と述べた。米国のコロナ対応が遅れる中で、ポストコロナ時代を見据えて、中国がリーダーシップをとることを強く意識している。こうした中でも中国は、「一帯一路」構想などを推進し、デジタル・シルクロードの建設を提唱して5G建

設などを行ってきた。

コロナ対策をめぐる米中首脳の間立場

コロナ発生から1年後に中国はワクチン開発に成功し、国内外でワクチン接種が開始された。そして「ワクチン外交」が開始され、ワクチンを巡る米中対立が顕在化したことで、ワクチンが国際関係におけるゲームチェンジャーとなるのか注目が集まっている。

去年5月の共産党機関紙『求是』で習近平氏は「いまや世界では乱（カオス）の状態が続いている。パンデミックへの対応を巡って、各国のリーダーシップや政治システムの優位性が問われる中、時と勢いは我が方にある」と述べた。つまり、中国はワクチンを含む国際的な支援によって、影響力の拡大を図ろうとしているのだ。

他方、バイデン大統領は、ホワイトハウス談話で「かつて第2次世界大戦中に、米国が民主主義を守る弾薬庫であったように、我々は新型コロナウイルスとの戦いで、ワクチンの弾薬庫になる」と述べた。政権交代を機に国際協調主義に回帰して巻き返しをしようというのだ。しかし、米国ではワクチン接種が進んで感染者は減少したが、依然として経済問題などが山積してバイデン氏の支持率は伸び悩んでいる。

バイデン外交の始動

バイデン政権は「中国は最も重大な競争相手である」、そして「中国やロシアに対抗するために民主主義による連帯を強化すべきである」、さらには「米中間の競争は、民主主義勢力と専制主義勢力の戦いである」と述べ、中国と正面から向き合う決意を見せた。

またバイデン政権は東アジアにおいても同盟重視、多国間協調主義を打ち出して、東アジアの主要国首脳との電話会議に続き、自由で開かれたインド太平洋を掲げてQUAD（日米豪印）の連携を強化し、日米2+2と米韓の2+2を経て、日米そして米韓の首脳会談を行うという、囲碁の布石のように順を追って着実に攻めている。

そして9月には電話で、11月にはオンラインで米中会談が行われたが、具体的な合意には至っていない。2021年6月の英国コンウォールでのG7サミットでバイデン大統領は「米国は協議の場に戻ってきた」として、人権や気候変動の問題に積極的に対応する方針を示した。そして中国の「一帯一路」構想の対抗軸として新インフラ構想導入を打ち出すとともに、中国の海洋進出と香港や新疆ウイグル自治区の問題、そして台湾情勢にも言及した。また、ワクチン外交に関し、中国に対抗して途上国に10億回分のワクチンを提供すると述べ、同時にコロナウイルスの起源を究明すべきだと主張した。

同月のNATOの首脳会談では、中国の最近の覇権主義的な対外姿勢を国際秩序や安全の保障上の脅威と認定し、ロシアと中国を専制主義勢力と見做し対抗していく方針を示した。

今後の米中関係の見通し

1点目は、バイデン政権は同盟重視、多国間の連携強化によって対中国包囲網を強化するため、民主主義の連帯を提唱してきた。その中で台湾に対する支援を強化したが、こうした姿勢は今後も続く見通しが強い。

2点目は、かつてトランプ政権のポンペオ国務長官が「習近平氏は破綻した全体主義イデオロギーの信奉者であり」かつ「米国の対中関与政策は誤りであった」と発言した。これは関与政策の終焉を示す演説と位置づけられる。政権交代後、バイデン政権は、アメリカの対中関与政策について明言していないが、これまでの姿勢から関与政策は終わったと考えられる。

3点目は、中華民族の偉大な復興という言葉に象徴されるように、習近平政権は強い中国を目指している。実際に中国の海洋進出はコロナ禍でも活発に行われてきた。また新疆ウイグル自治区の人権問題、香港の取り締まり強化など、中国が「核心的利益」とする問題では妥協しない姿勢を貫いている。したがって、今後も米中対立が継続するだろう。

米中対立に関する中国側の立場

米中貿易戦争の最中の2018年12月に、党中央が「対抗せず、冷戦をせず、開放を継続し、国家の核心的利益は譲歩しない」という方針を示した。中国語で21文字なので「二十一字方針」と呼ばれている。

2020年9月の米大統領選挙の頃、中国外交部ナンバー2の楽玉成氏が人民日報で「新冷戦のような状態に陥ることは、中米両国や国際社会にとって利益にならない…。さまざまな国際問題、北朝鮮の核問題、中東、アフガニスタンなどの問題を巡っては、米中両国の協力が欠かせない」と述べた。

昨年末、前駐米大使で駐日大使でもあった崔天凱氏は「米中関係は、今後も曲折と不安定が続く見通しであり、中国は十分な準備をしなければならない。今後、大国が台頭するのを米国が心の底から受け入れることはないだろう。我々は中華民族の偉大な復興のために、引き続き主権・国家安全保障・発展の利益を守らなければならない。準備のない戦いはせず、勝つ見込みのない戦いはせず、意地を張った争いはせず、消耗戦はしない」と述べ、米中対立が中長期になる覚悟を示した。

駐米大使の秦剛氏は「共同発展が米中の最大公約数である」「習近平主席が強調したように、米中は互いに尊重し、平和共存し、協力してウィン・ウィンをはかるべきだ。米中関係を早期に正常な軌道に戻すことを希望する」と述べた。このように中国は、できるだけ対立は避けて米中関係を改善したいという意向を示していることが、ここから汲み取れることも最後に強調しておきたい。



報告2 中山俊宏

ウクライナ戦争のインパクト

3週ほど前にロシアがウクライナに侵攻したことが米中関係を直撃したので、それを避けて通ることはできない。冒頭と最後にウクライナ問題に触れ、中間では米中関係について述べたい。

私が、国際関係や国際政治を勉強しようと思った1980年代後半以降も決定的な事件や大きな出来事が起こった。冷戦の終焉、9.11とそれに連動したイラク戦争、オバマ大統領の誕生も世界史的な意味を含むような出来事だった。そして、トランプ大統領の誕生はある種のショッキングな事件で、米国そのものが変わるという印象を持たざるを得なかった。

その後も、パンデミック、米国の介入主義の終焉としてのアフガニスタン撤退があり、その度に自分の国際政治に対する見方が変化した。しかし、今回のウクライナ戦争は、国際政治に対する見方をより大きく変化させる出来事であった。

国際政治のむき出しの力

国際政治と国内政治は、似たようなものだと思うかもしれないが、国際政治の場合は、国内政治の警察に相当する組織が存在しない。基本的に自分のことは自分で守らなければならないので、国家は暴力手段である軍隊を保持

する。日本にも自衛隊があるから全くの非武装ではないが、自らを守ることに制約をかける非常に珍しい国家だ。

場合によってはむき出しの力が物を言う世界において、20世紀の国際政治はそうした力によって国際規範やルールなどが破られる状況を少なくし、抑制していこうとして様々なルールを作ってきた。例えば、軍隊に多くの制約をかけ、軍縮条約で軍拡競争を管理してきた。そうした、むき出しの力を制御しようというのが、20世紀から21世紀前半の国際社会の取り組みだった。

ポスト冷戦期

90年代の前半に冷戦が終わって、リベラルデモクラシー陣営に挑戦する勢力がなくなり、国際社会で規範やルールを守る国が少しずつ増えた。国内社会と同じではないが、規範やルールが支配する世界になるという期待感があった。

それとは別の意味で、むき出しの力を9.11の時に体験するのだが、それも現体制を根幹から覆すものではなかった。ただ、個々に対処する必要があり、米国は対テロ戦争を20年間続けた。

いつか皆が規範やルールを守る国になるという国際政治観がナイーブ過ぎると2000年代後半に認識され、2010年代にその認識は強くなった。それにともなって、中国とロシアに対する認識が変化したのだが、エネルギーに依存するだけのロシアは衰退していく国家であり、現状を覆すような勢力となり得るのは中国だと考えられるようになった。

オバマ政権の対中政策

オバマ政権は、当初は関与政策で中国を取り込もうとした。オバマ大統領自身が対話によって世界を変えようとするタイプだったからだが、中国はそれを拒絶した。その時期がちょうどリーマンショック直後で、オバマのアプローチは米国の弱さの象徴に見えたことから、それに乗ることは得策ではないと考えたのだ。

当時はG2、すなわち米中で世界の重要事項を処理しようという発想もあったが、中国は「まだ我々はそのレベルではない」と否定した。

こうして中国は一筋縄ではいかないという発想が台頭すると、外交政策の優先順位としてアジア太平洋地域にフォーカス（集中）せざるを得なくなって、ピボット戦略が打ち出された。ピボットとは、バスケットやダンスの時に軸足を固定して回転することだ。つまり軸足を固定して欧州・中東からアジアの方に旋回するという戦略だった。

しかし、「なんだ、米国は欧州や中東から出て行くのか」と、アジア以外での評判は悪かった。結局、ピボット戦略をやめてリバランスという力を再配分する戦略に転換した。その結果、アジア太平洋地域や東アジアにもよりフォーカスすることになった。ただ、オバマ政権には、関与政策に対する淡い期待が残っていた。

単一ではない対中政策

少し厄介なのは、オバマ政権の対中政策が単一のものではないということだ。例えば、国務省と国防総省の対中政策のニュアンスが異なったり、ホワイトハウスにも独自の対中政策があったりと、米国というのは多元的な社会なのだ。また、人権団体やビジネスセクターの影響も強くて、米国の対中関係を1つと見るのは間違いである。複数の米中関係が、ある瞬間に組み合わせられて化学反応を起こして、全体としての米中関係になるのだ。

リバランス戦略にもいくつかの軸があって、例えば同盟国間の関係を調整するとか、台湾あるいは同盟関係ではないが重要なインドネシアやマレーシアなどとの関係を調整するなどだ。それらを全部やるのかといえば、外交政策というのは、優先順位すなわちプライオリティの問題なので、何を取って何を捨てるかが重要だ。しかし、どうしてもオバマ政権の政策は、総花的で何処にフォーカスしているのか、その内容が分からなかった。

そのオバマ政権でも国防総省の政策を見ると、民生技術が容易に軍事用に転換できることを踏まえて、米国は技術力で中国を圧倒しなければならないという厳しいものであり、オバマ政権の対中政策は甘いというだけでは片づけられない側面もあった。

構造的な認識の変化とビジネスセクターの中国観

オバマ政権に次いでトランプ政権が誕生して、一気に対中政策がハードになったと表現される。これは間違っていないが、仮にヒラリー・クリントン政権が誕生しても、中国に対するタフな路線というのは存在することになっただろう。

つまり、その頃の対中認識の変化というのは、トランプという個々の問題もさることながら、構造的な認識の変化だった。これは2010年代半ばには、かなりはっきりと各セクターで認識されていた。

米国のビジネスセクターは、中国は世界経済のエンジンなので、安全保障や外交で難しい状況になっても、ビジネスは維持すべきだと考えていた。米国のビジネスセクターは非常に政治力を持っているので、米中関係がおかしくなるとビジネスセクターが入ってきて、一気に関係が悪化するのを防ごうとした。ただし、問題によっては異なる利害関係がある。例えば、米国に工場を有する製造業の場合は、そこで働いている米国人の雇用が問題となる。

トランプ政権の対中政策

トランプ政権は、それまでの政策を全否定することが政権のアイデンティティだった。また、中国は雇用を奪う異質な国家であって協調する可能性はなく、むしろ、覇権的な野望を持ち、米国の優位を奪い去ろうとしていると見ていた。したがって、関与政策を全面的に否定した。

ただ、若干注釈をつけると、トランプ大統領は権威主義的なリーダーと気質が合った。それに対して、マクロンやメルケルやメイという西側のリーダーとの関係は全然ダメで、唯一例外が安倍晋三首相だった。

西側のリーダーは理念、自由、リラベル・インターナショナル・オーダーなどの抽象的な規範や価値に基づき国際秩序を維持しようとするのでトランプとは馴染まない。これに対して、プーチンや習近平とは話が通じるのだ。だから、妙な話でトランプ政権は中国には厳しくても、習近平に対しては「自分は習近平を尊敬している」と言ってしまうのだった。

コロナ・パンデミック後の対中戦略

ただ、そのトランプ大統領の個人的な親近感が完全にリセットされるのが、松本先生から説明があった新型コロナウイルスだった。コロナ期に入ってから「チャイナウイルス」という言葉を振りかざして、情け容赦なく中国を批判した。

トランプ政権内の一部の人は、本丸は中国共産党だと言っていたが、それは政権転覆という話になり得る。そうではなくて、米中関係は改善の余地はないというのがトランプ政権の最終年の考え方だったのだろう。

確かにトランプ政権の対中政策はタフだが、それは「今すぐ表に出て1対1の殴り合いをするぞ」というものだ。しかし、中国との競争は、場合によっては半世紀も続く長いゲームだが、そうした長いタイムスパンで繰り広げられる米中戦略競争に向き合う時に、米国はどうあるべきかという長期的な視点に立った発想はトランプにはなかった。

こうした対中国強硬路線は、短期的には中国にとっても厄介だが、中国はどちらかと言えばトランプ政権の方が与しやすいと考えていたのではないだろうか。

バイデン政権の誕生とミドルクラス外交

バイデン政権は、力強く国際主義を掲げ、自らの力で国際秩序を支える政権ではないことは早い段階で明らかになっていた。

バイデン政権が掲げたのはミドルクラス（中間層）外交だが、これは言葉のとおり米国の対外政策は一般の中間層にとっても意味を持たなければならないという原則である。

雇用や不平等な通商取引を糾弾するので、民主党版の米国ファーストだと言う人もいる。しかし、バイデン外交は、米国ファーストを礼賛するのではなく、それを生み出した現状を踏まえて、外交をどう組み立てるべきかを考えた結果である。このミドルクラス外交は、積極的に米国が力で中国と向き合うものではない。

中東とインド太平洋のミドルクラス外交

一般の米国人は、中東というのは問題だらけで、テロがあり、反米気運も強く、石油はあるが米国は中東の石油には依存してないし、その仲間もエジプトとかサウジアラビアとかアメリカにとっていい仲間ではないというものだ。イスラエルとの関係もあるが、少しやっかいな関係だと思っている。そして、中東の人々も、米国に中東から出て行ってもらいたいと思っている。

したがって、米国の中間層にとって意味のある外交といっても、中東に留まるというオプションはない。だからバイデン政権は、あっさりとアフガニスタンから撤退したのだ。

これに対してインド太平洋というのは、世界経済のエンジンであり、米国が世界経済のダイナミズムの恩恵を得るためには、この地域に留まらざるを得ない。

この地域には、日本を筆頭に、オーストラリアや韓国など、成熟したデモクラシー国家があり、この仲間たちと共に、米国が初めて直面する同格の競争相手である中国と競争するのである。そして、この地域から米国に出て行ってもらいたいのは中国と北朝鮮だけだ。

だから、米国の中間層にとっても留まる意味があると説得することができる地域なのだ。

ウクライナとの比較

米国にとって計算外だったのは、ゼレンスキー大統領があれだけ目立つ存在になったことだろう。米国にとってウクライナは死活的な利益がある国ではないが、ゼレンスキーが一種のスターになって放置できなくなった。

米国は核戦争の危険を冒してまでウクライナに直接介入することはない。しかし、それを見て米国は頼りないと思う人もいるだろう。そこで、ウクライナとアジアの違いを、しっかりと認識する必要がある。

まず、日本も韓国も NATO 加盟国と同じ米国の同盟国で、米国が絶対守らなければいけない国である。また、米国には MNNA（Major non-NATO ally：NATO 加盟国ではないが、戦略的に重要な関係を有する国）という括りがあって、台湾は正式にはそこに入らないが、事実上その括りで語られている。「台湾関係法」という法律があり、米国の市民社会も台湾に対する共感があり、議会にも強固な支持基盤がある。中国の脅威が高まる中で、仮に台湾海峡で何か起きた場合、米国が何もしないということはないだろう。米国がウクライナにおいて、直接介入しないという意味とは全く違うのである。

だから安易にウクライナの状況を、インド太平洋地域に当てはめて、米国はもうダメだという議論をするのは、中国側が望む言説になるということを注意しなければならない。

ネパール国ポカラ市における JICA 草の根技術協力事業の概要

札幌市水道局総務部企画課
技術研修担当係長 秋田 啓志
(プロジェクトマネージャー)

札幌市水道局では令和4年(2022年)2月から令和7年(2025年)1月までの3年間、JICA 草の根技術協力事業として「ネパール国ポカラ市給配水管理業務の体系化を目指した技術協力事業」を実施している。同事業実施の背景と事業概要、令和3年度の活動結果を本報告で述べたい。

札幌市水道局の国際協力の概要

札幌市水道局では昭和50年代から国際協力事業を行っており、受入研修や専門家派遣などを実施してきた。国際技術協力は単なる国際貢献ではなく、水道局職員の課題解決力やコミュニケーション力を養う場として職員育成にも活用することとしており、札幌水道の基本計画である「札幌水道ビジョン」にも主要事業の1つとして記載している。近年は、HIECC とともに、JICA 課題別研修「上水道施設技術総合 (B)」と JICA 草の根技術協力事業を実施している。

事業提案の経緯

過去に札幌市水道局では寒冷地の水道技術者向けの課題別研修を実施していたが、参加を希望する研修員の数が減ってきたため募集停止となった。その後、新たな国際協力事業の検討を行い、JICA 草の根技術協力事業に応募することとした。最初の草の根技術協力事業は、本市が事務局を務める「世界冬の都市市長会」のメンバーであるモンゴル国ウランバートル市を対象とし、平成28年2月から平成30年12月まで実施した。同事業の実施により、モンゴル人技術者の育成ができたとともに、札幌市水道局職員の育成効果もあったため、草の根技術協力事業による国際協力を今後も行うこととした。

ウランバートル市への技術協力については一定の成果が得られたため、次の技術協力として新たな相手先を検討し、ネパール国ポカラ市を選定した。理由としては、ネパール国から JICA 課題別研修で多くの研修員を受け入れていること、また、ポカラ市では無償資金協力事業による浄水場建設・配水管更新が行われ、それに対応できる現地技術者の育成が必要な状況であったことである。

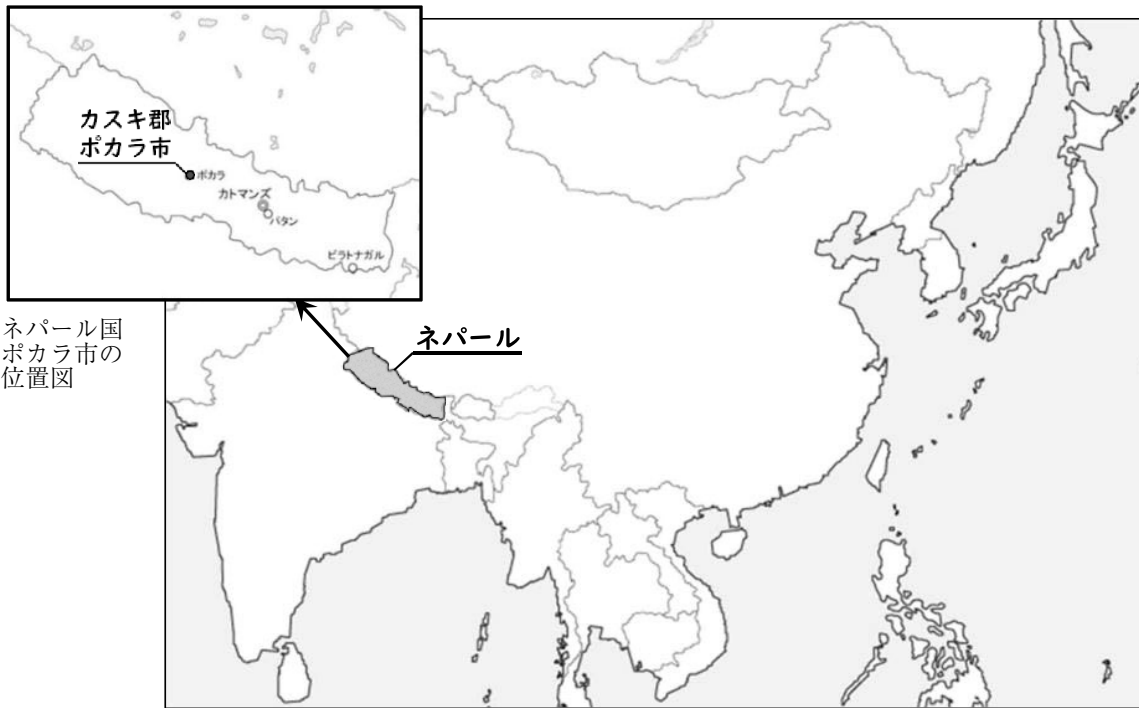
提案書の作成

JICA 草の根技術協力事業の提案書の作成にあたっては、現地調査が不可欠である。JICA 主催の研修として、草の根事業の提案を考えている団体向けに提案書の作り方を学べる研修があり、この研修の一環で事前に現地調査(現地調査費用、一部 JICA 負担)を行うことができた。

平成31年2月に現地調査を行った結果、ポカラ市の水道事業の運営管理を担っているネパール水道公社(NWSC)ポカラ支所では、非効率な漏水対応や配水管網図の不存在、不均衡な配水区域管理、技術職員の不足など様々な問題を抱えていることが分かった。

この現地調査結果を基に、令和元年11月に提案書を作成した。その後、現地カウンターパートとの調整や通訳候補者の選定、追加の現地調査を行うため、HIECC と共同で令和2年2月に2回目の現地調査を行った。

本事業提案については、令和2年3月に採択となったが、時を同じくして新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が進み、渡航を伴う活動が難しい状況となった。



ネパール国
ポカラ市の
位置図

出典：世界地図 <http://www.sekaichizu.jp/index.html>



漏水箇所を人力で掘削



漏水発生場所



浄水場は無く、配水池でさらし粉（消毒剤）を入れて配水
（写真はさらし粉の溶解槽）



ポカラ支所庁舎料金収納窓口
（窓口横の掲示板に水質検査結果を掲示）



配水管布設工事現場



浄水場建設現場



NWSC 幹部との打合せ（令和2年2月）



通訳候補者との打合せ（令和2年2月）

コロナ禍による提案内容の見直し

コロナ禍の出口の見通しが立たない状況であったため、しばらくは渡航を伴う活動ができない前提で事業内容の見直しをせざるを得なくなった。

水道技術を身に着けるためには、実習や視察が欠かせないが、知識の取得や考え方の習得についてはオンラインでも研修を行うことが可能であるため、活動の実施時期と実施内容について再検討を行った。

実施時期を最大限遅らせて全活動を渡航を伴うものとするケースを検討したが、途上国の状況は目まぐるしく変化するため、提案書と同じ内容で事業を実施できるか分からないこと、また、予定を遅らせた場合でも、結局コロナ禍が収束せずオンラインを活用せざるを得ない状況も想定されることから、この案は却下した。

一方、全ての活動をオンラインとする場合は、活動内容が制限されるため事業成果を低く設定せざるを得なくなる。

以上から、折衷案として事業期間の前半1年半はオンラインを活用し、後半1年半で渡航を伴う研修を行う形に事業内容を見直すこととした。

事業開始に向けたネパール国の了承取付

ネパール国で国際技術協力事業を行う場合、現地 NGO をカウンターパートとしなければならないルールがある。また、事業の実施に当たっては、ネパール国政府からの了承取付が必要であり、この現地 NGO が了承取付に係る申請を行わなければならない。

平成31年と令和2年に行った現地調査で、現地NGOの候補と接触し、提案書作成の段階でカウンターパートを決定していたが、コロナ禍の影響でカウンターパートの活動ができなくなったとの連絡があったため、急ぎ別のカウンターパートを探すこととなった。

令和2年の現地調査で通訳候補者として面会した人物が現地NGOの代表を務めており、この方をお願いしてカウンターパートを引き受けていただいた。

ネパール政府の了承取付までには、日本の関係団体と現地関係団体の間で覚書の締結が必要であったり、事業の実施場所であるポカラ市からの了承取付や申請書の作成が必要だったりと事務処理工程が多くあり、ネパール政府の許可が下りるまで約10か月の期間を要した。

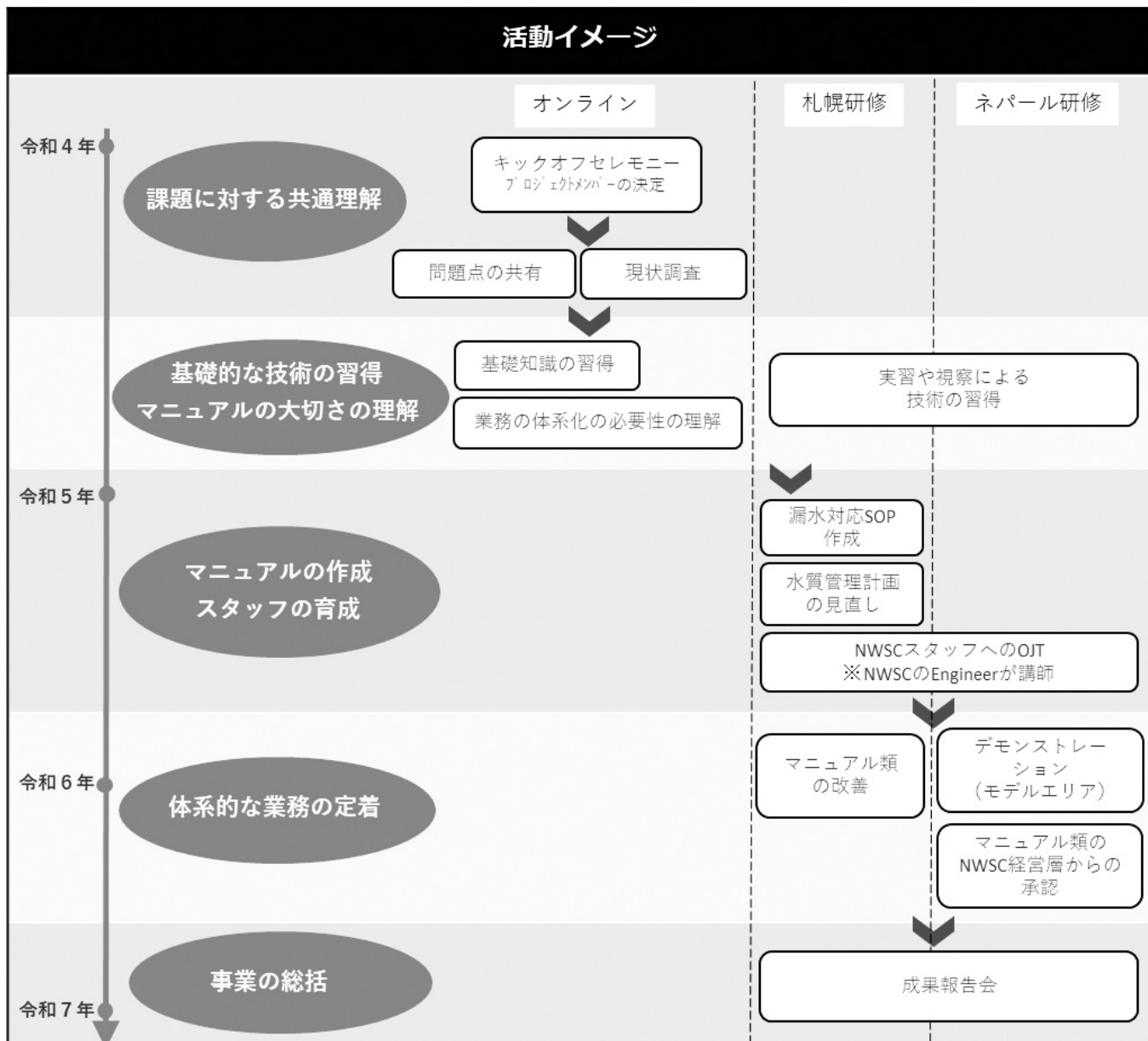
最終的には、提案書で想定していた事業開始時期から約1年半遅れての事業開始となった。

		提案書	契約締結時
形態 実施	前半(1.5年間)	渡航	オンライン
	後半(1.5年間)	渡航	渡航
契約締結時期		令和2年10月	令和4年2月
事業 スケジュール	令和2	キックオフセミナー 現地調査	☐ : オンライン ☐ : 渡航
	令和3	基礎知識/技術の研修	
	令和4	マニュアル作成	
	令和5	現地実習	キックオフセミナー 現地調査 基礎知識/技術の研修
	令和6	成果報告会 クロージングセミナー	マニュアル作成
	令和7		現地実習 成果報告会 クロージングセミナー

事業概要

本事業では、NWSCポカラ支所が抱える大きな2つの課題「水量」と「水質」を改善するため、体系的に仕事ができるネパール水道公社の技術者を育成することで、業務が効率化し、ポカラの水道事業が改善されることを目指している。

プロジェクト目標	モデルエリアの給配水管網ネットワークにおいて、水道水の質・量の維持管理に必要なネパール水道公社の業務が体系的に継続して実施される
アウトプット (成果)	①策定したSOP（標準作業手順書）を基にモデルエリアにおいてネパール水道公社により漏水対応が実施される ②給配水ネットワークを中心とした水質管理を見直し、モデルエリアにおいてネパール水道公社により日常の水質管理業務が実施される



【日本で行われる実習のイメージ】



配水管接合



漏水修理



漏水探知

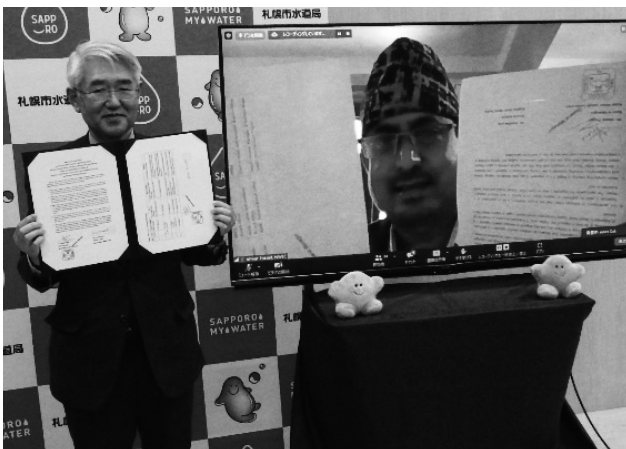


水質試験

令和3年度の活動結果

令和4年2月にJICAとの事業契約が締結となり事業開始となったが、それに先立ち、草の根事業を推進するための水道局内プロジェクトを立ち上げ、令和3年12月より活動を開始した。

活動内容としては、令和4年度に予定している現地調査の調査票の内容について検討し、漏水対応と水質管理についてそれぞれ現地調査票を作成した。また、事業のキックオフセレモニーを令和4年3月14日に開催し、事業関係者が顔を合わせるとともに、事業内容を共有した。同セレモニーでは、円滑な事業の実施に向けた覚書を札幌市水道局とNWSCとの間で締結した。なお、キックオフセレモニーの様子は令和4年3月15日の北海道新聞朝刊及び北海道建設新聞、令和4年3月28日の水道産業新聞に掲載された。



覚書締結



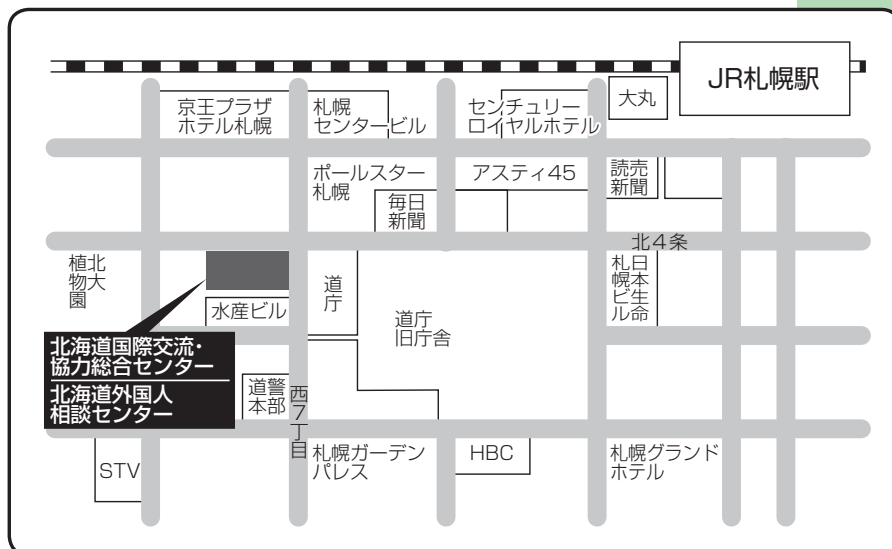
HIECC 協会会長挨拶

(左：木下前水道事業管理者 右：イシュワール・プラサド総裁)

今後の予定

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大のため、令和4年度も渡航を伴った事業実施は難しいと考えられることから、令和4年度はオンラインによる活動を予定している。まずオンラインでの現況調査を実施し、その結果を受け、ネパール人技術者を育成するための動画教材を作成し、現地技術者に視聴してもらうほか、業務の体系化の必要性に関するディスカッションを現地技術者と共に行うことで基礎知識の習得を目指す。また、草の根事業では日本国民及び現地国民に対し国際協力への理解が深まるような取組を行うこととなっており、各種メディアやイベントなどを通じて、この草の根技術協力事業のPRを行う予定である。

発行年月	令和4(2022)年9月
発行・編集	公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター
印刷	旭プリント株式会社



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC / ハイエック

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館12階）
 TEL : 011-221-7840 FAX : 011-221-7845
 URL : <http://www.hiecc.or.jp> E-mail : hiecc@hiecc.or.jp